

国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画書

国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画書

2014

千葉県館山市教育委員会

2014

千葉県館山市教育委員会

国史跡「しろあと里見氏城跡 いなむらじょうあと稲村城跡」保存管理計画書





口絵1 国史跡 里見氏城跡 稲村城跡 空中写真



口絵2 稲村城跡 切岸



口絵3 稲村城跡主郭から望む西側の眺望



安房国府推定地

口絵4 稲村城跡主郭から望む北側の眺望

序

千葉県館山市は、東京都心から 80km 圏内の東京湾の最南端に位置します。人口約 4 万 8 千人、面積 110.20km²の南房総地域の中心都市です。

館山湾沿いに市街地が形成され、内陸部には緑豊かな田園と照葉樹林の丘陵が広がり、風光明媚な 31.5km の変化に富んだ海岸線一帯は、南房総国定公園に指定されています。

古代から海の道を介して、他地域との活発な交流が行われ、現在の館山が形成されてきました。古墳時代には、海辺の祭祀跡や海食洞穴墓など、海に生活基盤をおいた海人の足跡が残され、古代の安房国は、宮廷で用いられた干し鮑の貢納地でもありました。中世には、東京湾をはさんだ鎌倉の影響を強く受け、鎌倉と房総が一体となって文化圏を形成していたことが立証されています。

戦国時代には、江戸時代の文豪・曲亭馬琴の『南総里見八犬伝』のモデルとなった里見氏が、水軍を武器に東京湾の制海権を握り、本拠となる城を、その時々々の政治状況、対外的な軍事情勢によって、数次にわたって移動しています。

その里見氏の城郭のうち、館山市の稲村城跡が、南房総市の岡本城跡とともに「里見氏城跡」の一つとして、千葉県の南房総地域初の国史跡に、平成 24 年 1 月 24 日付で指定されました。

国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」を、適切に保存し、次世代に確実に継承していくために、さらに、この貴重な歴史的文化遺産をまちづくりに活かすため、史跡の保存管理、整備活用の基本方針および構想を策定することとしました。

保存管理計画の策定にあたっては、学識経験者、地元稲区及び館山市民代表で構成した保存管理計画策定委員会において、平成 24・25 年度の 2 カ年にわたり、ご意見をいただき、協議を重ねてまいりました。その結果、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画書を刊行する運びとなりました。

最後になりますが、本計画のご審議をいただきました、梶山林継委員長をはじめとする各委員のご尽力、文化庁、千葉県教育委員会、南房総市教育委員会のご指導とご助言、そして何よりも稲村城跡を代々にわたり大切に守り続けてこられた地権者と地域住民の皆様方の文化財に対する深いご理解とご協力に、心より厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月 25 日

館山市教育委員会
教育長 出山 裕之

凡 例

1. 本書は、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡」のうち、千葉県館山市稲 1078 番地の 1 他に所在する、稲村城跡の保存管理計画書である。
2. 本保存管理計画の策定は、館山市教育委員会が、平成 24・25 年度に設置した国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画策定委員会（梶山林繼委員長）における協議によりまとめられ、館山市教育委員会が編集・発行するものである。
3. 本事業の事務は、館山市教育委員会生涯学習課文化財係が担当した。
4. 本書の作成にあたり、多くの方々及び機関・団体にご指導・ご協力をいただいた。ここに記して、深く感謝を表します（順不同）。

文化庁、千葉県教育庁教育振興部文化財課、南房総市教育委員会生涯学習課、稲区、稲村城跡利活用委員会

目 次

第1章 計画策定の目的と経緯

第1節 保存管理計画策定の目的と位置付け	1
第2節 保存管理計画策定に至る経緯	3
1. 国史跡指定に至る経緯	3
2. 保存管理計画の策定体制	4

第2章 稲村城跡の概要

第1節 里見氏城跡のなかの稲村城跡	7
1. 里見氏について	7
2. 里見氏城跡について	7
3. 里見氏城跡のなかの稲村城跡	8
第2節 稲村城跡の概要	9
1. 立地と歴史的環境	9
2. 遺構	10
第3節 稲村城跡周辺の自然環境	12
1. 位置	12
2. 地形	13
3. 地質	13
4. 気候	13
5. 植生	14
第4節 稲村城跡周辺の社会的環境	
1. 館山市の人口	15
2. 館山市の産業	15
3. 館山市の交通	18
4. 館山市の土地利用	18
5. 館山市の観光	19
6. 館山市の文化財と観光	21

第3章 稲村城跡の保存管理

第1節 史跡の概要	22
1. 国史跡指定の状況	22
2. 土地の利用状況	24
3. 国史跡管理団体の指定	26
4. 公有地化の状況	27
5. 法令による規制	27

第2節	保存管理の基本方針	27
第3節	保存管理の方法	27
	1. 史跡を構成する諸要素の整理	27
	2. 保存管理の方法について	38
第4節	現状変更の取扱い方針及び基準	40
	1. 現状変更の取扱い方針	40
	2. 現状変更の取扱い基準	41
第4章 史跡の整備		
第1節	整備の基本的方針	42
第2節	整備の方向性について	42
第5章 管理及び運営体制		
第1節	保存管理体制について	44
第6章 今後の課題		
第1節	発掘調査について	45
第2節	未指定地の取扱いについて	49
第3節	保存管理計画の改訂について	49
第4節	保存整備計画の策定について	50
第5節	保存管理計画策定後の事業計画について	50
参考文献・引用文献		51
用語解説		52

第1章 計画策定の目的と経緯

第1節 保存管理計画策定の目的と位置付け（P2: 第1図）

里見氏は、戦国時代から江戸時代まで10代約170年間にわたり、房総半島南部を拠点とした一族で、初代里見義実が白浜城（南房総市）に本拠を構えて以降、その時々状況に応じて、数次にわたって本城を移動させた。稲村城は、16世紀前半に3代義通が居城とした城で、4代義豊が5代義堯に攻め滅ぼされた「天文の内訌」と呼ばれる内乱の舞台となった（P8: 第4図「里見氏略系図」参照）。主郭の規模や、切岸の範囲が同時期の房総半島の城の中では抜きん出ていることが評価されて、国史跡に指定された。

館山市は、目標年次を2015（平成27）年度とした基本構想で、基本理念を「ふるさと」とし、将来像を「輝く人・美しい自然 元気なまち館山」として掲げている。また、第3期基本計画（平成23～27年度）では、「一人ひとりが心のなかに思うふるさと」を基本理念に、重点施策の「経済活性化によるまちづくり」の施策の一つとして「稲村城跡の保存・整備」を挙げている。

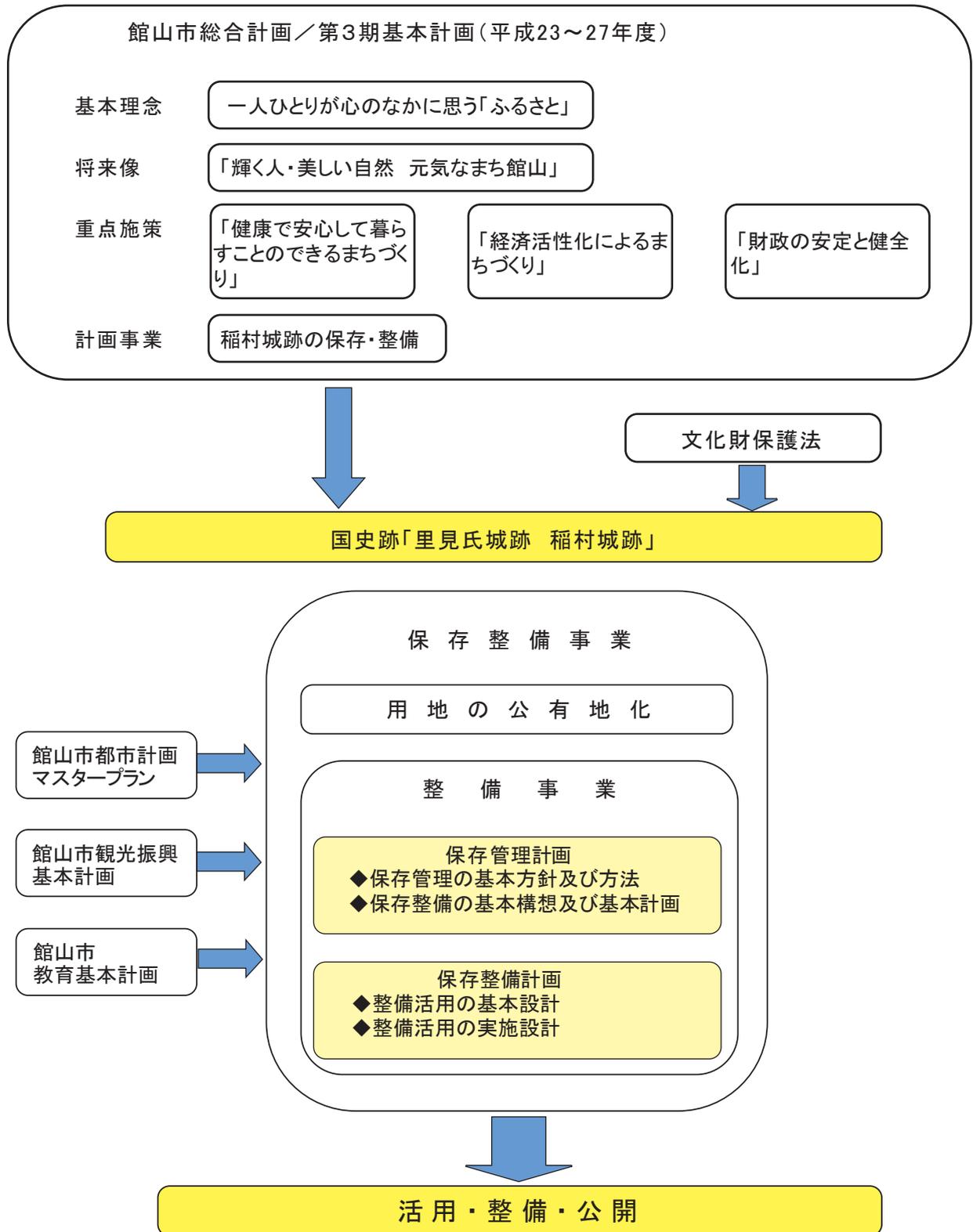
今後は、里見氏城跡 稲村城跡を、館山市の歴史的文化遗产の中軸とし、館山城跡をはじめ、それらを取り巻くさまざまな資源と相互にネットワーク化を図り、まちづくりの場として、積極的に活用する方策を具体化していく必要がある。

広く国民共有の財産として、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」を次世代に確実に引き継ぐために、史跡の保護と当該地の土地所有及び土地利用との調整を明確にし、将来にわたって適切に史跡の保存管理を行い、活用を図ることを目的として、保存管理計画を策定する。なお、本計画書では、基本方針を示すこととし、整備の具体的な規模、手法等を示す保存整備計画については、別途策定することとする。



写真1 国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」遠望（北側より）

国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画の位置付け



第1図 保存管理計画の位置付け

第2節 保存管理計画策定に至る経緯

1. 国史跡指定に至る経緯

稲村城跡は、1533、4年の内乱を契機に機能を停止したことから、戦国時代後半の改変が加えられない状態の戦国城跡の姿をとどめている。

最初の発掘調査は、千葉県教育委員会が国庫補助を受け、「千葉県中近世城跡確認調査」事業の一環として、昭和58（1983）年に実施された。発掘調査と測量調査が行われ、高度な城普請がなされていたことや、それまで知られていた以上に大規模な城であることが判明し、中心となる主郭部の構造等が詳細に把握された。

その後、千葉県企業庁が、稲村城跡の南東部で館山工業団地の整備を計画し、その進入道路として稲村城跡を通る館山市道8042号線の建設が予定され、平成4（1992）年、館山市議会において市道8042号線の認定が議決された。4年後の平成8年に、市道の建設計画に伴う稲村城跡保存運動が展開された。フィールドワーク、講演会、展示会、資料集の刊行など、数々の市民活動が活発に行われた結果、平成9年12月の館山市議会で「稲村城跡保存に関する請願書」が採択され、稲村城跡を通る市道8042号線の計画は変更された。

平成11年、（財）総南文化財センターが、ルート変更された市道8042号線の建設を前提に、城跡東縁部の丘陵上で確認調査を実施したが、時期を特定できる遺構及び遺物の検出はみられなかった。その一方で、保存運動の過程のなかで、文献史料を中心とする研究が進展し、里見氏の歴史が、稲村城を舞台とした内乱「天文の内訌」によって大きく二分されること。また、ここで滅亡した義実から義豊に至る嫡流の系統を前期里見氏、以後里見氏を発展させた義堯の系統を後期里見氏とすることなどが明らかにされた。（P8：第4図「里見氏略系図」参照）

館山市教育委員会は、重要遺跡として、稲村城跡の保存活用の基礎資料とするため、平成18・19年度の2か年、国庫及び県費補助を受け、調査事業を実施した。調査にあたっては館山市稲村城跡調査検討委員会を組織し、その指導と助言のもとに測量調査及び発掘調査を行った。この調査でも、稲村城が存在した時期を示す出土遺物はなかったが、城郭としての造成工事が施されていたことを、昭和58年の調査と同様に確認することができた。

しかし稲村城が、文献や発掘調査によって、客観的に前期里見氏の時代に存在した城郭であることを証明することができていないという課題が残されたため、稲村城の機能した時期や城主について多角的に検討することを目的に、平成21年度に国庫及び県費補助を受けて、第2次調査を実施し、稲村城跡主郭部の詳細踏査、稲村城跡の近隣に所在する中小の城跡踏査、前期里見氏に関する文献調査と伝承調査を行った。

館山市教育委員会はこれらの成果を踏まえ、稲村城跡の永久保存を目指すため、文化財保護法第189条の規定に基づき、平成23年7月25日付け館教生第65号で、文部科学大臣宛に「史跡指定意見具申書」を提出した。

文化審議会は、平成23年11月18日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、「里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡」を含む史跡名勝天然記念物の新指定14件等について、文部科学大臣宛に答申を行った。その結果文部科学省は、文化財保護法第109条第1項の規定により、里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡を国史跡に指定し、同条第3項の規定により、平成24年1月24日付け文部科学省告示第4号（官報号外）で告示した。

また、文化財保護法第 113 条第 1 項の規定により、史跡里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡（平成 24 年文部科学省告示第 4 号）のうち、稲村城跡の管理団体として館山市が指定された（官報告示 平成 25 年 1 月 30 日付け文化庁告示第 1 号）。

2. 保存管理計画の策定体制（P5：第2図）

保存管理計画の策定にあたっては、学識経験者、地元稲区及び館山市民代表で構成した国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画策定委員会（事務局：館山市教育委員会生涯学習課）を設置し、検討を行った。

(1) 委員会の構成（敬称略）

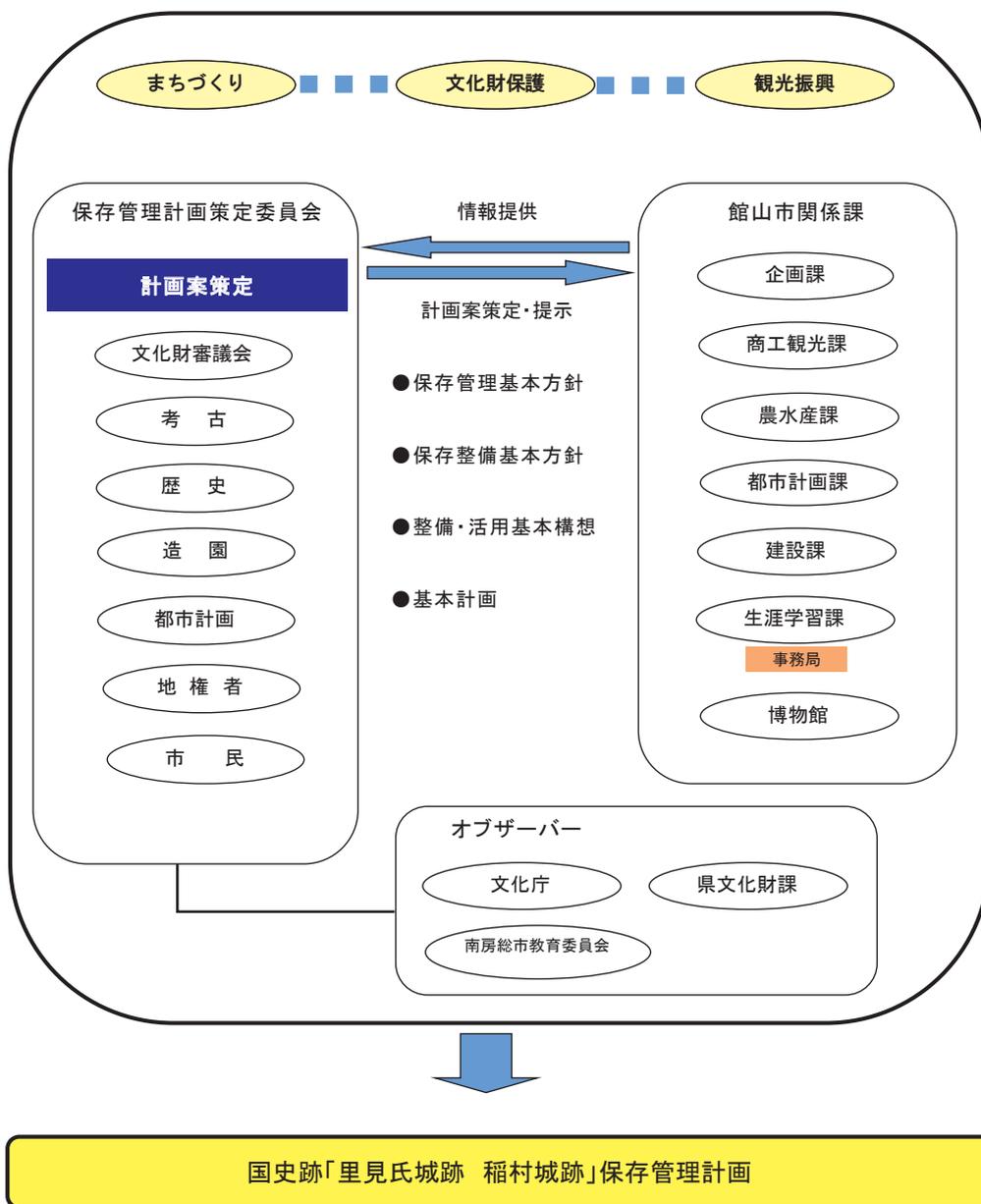
	分野	氏名	摘要
委員長	学識経験者（考古学） 館山市文化財審議会	梶山 林繼	國學院大學名誉教授・館山市文化財審議会長
副委員長	学識経験者（考古学）	岡本 東三	千葉大学名誉教授・千葉県文化財保護審議会委員
委員	学識経験者（歴史学）	佐藤 博信	千葉大学名誉教授、平成 24 年度
		滝川 恒昭	千葉県立船橋二和高等学校教諭・元館山市文化財審議会委員、平成 25 年度
委員	学識経験者（造園学）	赤坂 信	千葉大学園芸学部教授・千葉県文化財保護審議会委員
委員	学識経験者（環境学）	岡部 明子	千葉大学大学院工学研究科准教授
委員	稲 区	脇田 安保	稲区長
委員	稲 区	山口 武史	稲村城跡利活用委員会
委員	館山市民	愛沢 伸雄	NPO 法人安房文化遺産フォーラム理事長

(2) 指導・助言機関（敬称略）

所属	氏名	摘要
文化庁	山下信一郎	文化財部記念物課調査官
千葉県	高梨 俊夫	教育庁教育振興部文化財課指定文化財班長（平成 24 年度）
	渡邊 修一	教育庁教育振興部文化財課指定文化財班長（平成 25 年度）
	福田 誠	教育庁教育振興部文化財課主任上席文化財主事（平成 24 年度）
	米谷 博	教育庁教育振興部文化財課主任上席文化財主事（平成 25 年度）
南房総市	田中 和行	教育委員会生涯学習課主査（平成 24 年度）
	鈴木 一範	教育委員会生涯学習課課長補佐（平成 25 年度）
	近藤 匡樹	教育委員会生涯学習課学芸員

(3) 委員会の経過

	日 程	内 容
第 1 回	H24. 9.24	委員委嘱、正副委員長選任、諸説明及び保存管理計画の検討事項項目について、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」視察
第 2 回	H25. 2.19	保存管理計画の検討事項項目について
第 3 回	H25. 5.27	現地調査、保存管理の基本方針について、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」視察
第 4 回	H25. 8.30	保存管理計画の検討について、館山市史跡「館山城跡」視察
第 5 回	H25.11.18	保存管理計画の検討について、国史跡「里見氏城跡 岡本城跡」視察
第 6 回	H26. 2. 5	保存管理計画（最終案）の決定について



第 2 図 保存管理計画策定の体制

(参考資料) 国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」(以下「史跡」という。)の保存管理計画(以下「計画」という。)を策定するため、国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 史跡の保存管理の基本方針及び構想に関すること
- (2) 史跡の整備構想及び基本計画に関すること
- (3) 計画策定に必要な情報の収集に関すること
- (4) 計画策定に必要な調査に関すること
- (5) その他計画策定に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、館山市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 館山市文化財審議会員
- (3) 稲区民及び館山市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会及び会議録は公開とする。ただし、館山市情報公開条例(平成16年条例第1号)第6条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障を生ずると委員長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、館山市教育委員会生涯学習課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は館山市教育委員会が定める。

附則

この要綱は、平成24年9月1日から施行し、平成26年3月31日をもって廃止する。

第2章 稲村城跡の概要

第1節 里見氏城跡のなかの稲村城跡

1. 里見氏について

里見氏（P8：第4図）は、房総南部を拠点とした戦国大名で、上総や下総の支配をめぐる相模の小田原北条氏と対立した。その時々的情勢に応じて、越後の上杉氏や甲斐の武田氏と同盟を結び、その一方で、小田原北条氏と和睦をするなど、小田原北条氏、武田氏、上杉氏などの巨大勢力が鎬を削った戦国時代の関東の複雑な政治情勢に対応しながら、慶長19（1614）年に江戸幕府により伯耆に移封されるまで、安房を中心に勢力を保ち続けた。

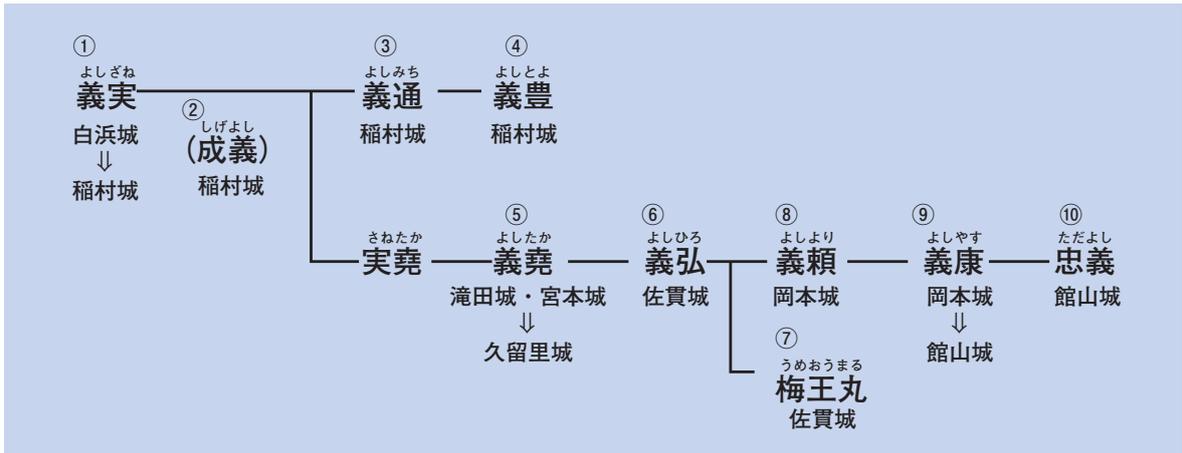
また、『里見代々記』、『房総里見軍記』など、江戸時代に成立した軍記物に、里見氏は水軍を編成し、相模へ侵攻したと伝えられるなど、関東では数少ない水軍とかかわりが深い一族としても知られている。

2. 里見氏城跡について

水軍とのかかわりが深いことを裏付けるように、東京湾岸には、里見氏やその家臣が居住した城や砦が点在する（第3図）。里見氏は、本拠となる城をその時々政治状況、対外的な軍事情勢によって数次にわたって移動し、本城を、白浜城（南房総市）－稲村城（館山市）－滝田城・宮本城（南房総市）－久留里城（君津市）－佐貫城（富津市）－岡本城（南房総市）－館山城（館山市）と変遷している。



第3図 戦国時代の房総の城



第4図 里見氏略系図

そのうち、白浜城、岡本城、館山城は、海岸沿いにあり、稲村城は水陸交通の結節点に位置している。里見氏城跡は、戦国時代を通じて、里見氏が海に勢力の基盤を置いていたことが理解できる歴史遺産である。

3. 里見氏城跡のなかの稲村城跡

稲村城は、館山平野の中央部にあって、安房国府推定地（南房総市府中）や、古代の条里制の跡を確認できる地域に立地（第5図・口絵4参照）し、近くには内陸交通路と海上交通との結節点となる港の存在も想定されている。



第5図 安房国府と稲村城の周辺図

稲村城は、16世紀前半、3代義通よしみち きよじょうが居城とした城で、4代義豊よしとよが5代義堯よしたかに攻め滅ぼされた内乱である「天文の内訌てんぶん ないこう」(天文2～3 (1533～34)年)直後に廃城になったと伝えられている。これらの記載は、軍記物によるものであるが、鶴岡八幡宮の供僧となった快元かいげんの日記である『快元僧都記そうず』などの史料には、軍記物の記載を裏付ける記事がある。

また、稲村城跡周辺の城郭のなかで、稲村城に匹敵するような縄張り構造をもつ城郭は存在しないことが確認されている。このことから里見氏の本城に比定され、戦国時代前半期の里見氏を象徴する城といえる。

第2節 稲村城跡の概要

1. 立地と歴史的環境 (第6図)

稲村城跡は、館山平野の中央部南辺の丘陵端に所在する。その北側には延命寺丘陵えんめいじが南に延び、平野中央部が狭隘きょうあいとなる位置にある。延命寺丘陵の東側では、館山市大井や水岡などの谷津からの水流が城跡の北麓で合流して滝川となって西流し、その滝川には南房総市山名の深い谷からの山名川も稲村城跡に向かって南進してくる。これらの流域に広がる平野部には、古代の条里制の跡が、圃場整備が行われるまで数多く残されていた。

延命寺丘陵の西側には、嶺岡山系みねおかから南房総市平群地区を経て、館山湾の中央部へ注ぐ平久里川へぐりが南流し、同川が西進する平野中央には、安房国府推定地である府中がある。また滝川を挟んだ対岸には萱野遺跡かやのがあり、鎌倉時代後期の北条得宗家とくそうに関わる施設があったことが発掘調査によって確認されている。

得宗家と関連する萱野遺跡の施設は、律宗系の寺院と推定されているが、館山平野の東部に位置した安東郷あんどうが、応永30(1423)年以前より、律宗の鎌倉極楽寺宝塔院領であったことが確認されることから、忍性教団関連施設の可能性が指摘され、湊を拠点とする忍性教団の経済活動が、萱野遺跡で行われていたと考えられている。



第6図 稲村城跡周辺の古代・中世遺跡と地名

また、稲村城跡の北側にある館山市広瀬は、平安時代末から南北朝期に存在していた群房^{ぐんぼうの}荘^{しやう}広瀬郷^{いしやう}の遺称地とされているが、域内の山名川旧河道沿いに市場や戸井場^{としいば}（問場）の地名があることから、ここも経済活動の拠点であったと考えられる。

これらのことから、稲村城跡は、安房国府を含めた経済活動の拠点が、複数隣接する立地にあることが理解できる。

2. 遺構（第7図）

昭和 58（1983）年の千葉県教育委員会による調査では、城郭遺構^{じやうかく}がみられる城山^{しろやま}と呼ばれる丘陵^{しやうかく}を主郭部^{しゆかく}ととらえ、南へ連続する丘陵^{しやうかく}を中郭部^{ちゆうかく}、それらを東西から包むように延びる丘陵^{がいかく}を外郭部^{がいかく}と捉えて、所堅固^{ところけんご}の広大な城郭^{ちゆうかく}であるという評価がなされた。

しかし、平成 22（2010）年の調査によって、築造当初の主郭を中心とする単郭構造^{たんかく}の城が規模を拡大しつつ整備されていたものの、内乱によって途絶したと考えられるに至った。それゆえ、堀や土塁が主郭に集中して見られている。丘陵先端部にあるこの主郭を中心に、尾根筋に沿った 500 m 四方の範囲に複数の曲輪^{くるわ}が展開するが、これらはいずれも小規模で、主郭が突出して大きい。

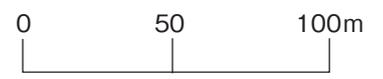
主郭は、版築技法^{はんちく}によって広げられた曲輪遺構^{くるわ}であることが、発掘調査によって確認されている。その周囲には、東と南の二辺に高さ約 3 m の土塁^{どぐち}があり、虎口、細尾根を断ち切る 3 か所の堀切^{ほりきり}、土橋^{どばし}などを確認することができる。また、北と西の斜面は、丘陵の斜面を掻き落とし障壁^{しょうへき}とする切岸^{きりぎし}（口絵 2 参照）を駆使し、防御としている。切岸は、泥岩^{でいがん}の岩山が卓越するこの地域の地質的特色を活かした最も適した防御施設であり、堀や土塁よりも切岸に重点を置いた築城法は、房総地域の特徴的な方法とされる。



写真2 高さ約 3 m の土塁



作図：遠山成一氏



第7図 稲村城跡縄張図

第3節 稲村城跡周辺の自然環境

1. 位置

稲村城跡は、館山市^{いな}稲 1078 番地の1他に所在する。J R内房線^{このえ}九重駅の西方約 600 mの丘陵上に所在し、館山丘陵が北側の館山平野に向かって樹枝状に伸びた北端部に位置する。城跡北端にある主郭は「城山^{じゆし}」と呼ばれ、その最高部の標高は約 64 mである。

主郭からは、館山湾（鏡ヶ浦）に注ぐ平久里川や、その支流である山名川・滝川などが形成した館山平野を一望できる。安房国府推定地である南房総市府中や滝田城跡を臨め（口絵 4 参照）、また尾根伝いに南方の白浜城跡と通じるなど、稲村城跡は、安房国の中枢部を掌握するための絶好の地に所在するといえる。

北麓には、滝川が自然の城濠となって流れ、滝川との間に国道 128 号線・J R内房線が通る。現在は西側約 4 kmの位置にある海岸線（口絵 3 参照）が、当時はもっと内陸部にあったと推測されているため、滝川の水運を利用できたものと考えられている。



第8図 稲村城跡の位置

2. 地形

館山市の地形は、南部の館山丘陵、北部の^{のこぎりやま}鋸山・^{とみさんさんかん}富山山塊、北東部の^{みねおか}嶺岡・^{ごてんやま}御殿山山塊が、^{へぐり}平久里川と^{しおいら}汐入川の堆積作用により形成された館山平野を取り囲んでいると概観することができる。館山市のなかで最も広い面積を占め、稲村城跡が立地する館山丘陵は、最高標高 210 m（館山市正木の北で館山市の北端が最も高い）であるが、南はなだらかで、平均標高は約 68 m と低くなる。

水系は、^{たにどこ}谷床部にある^{ちこうたい}地溝帯に沿って中小河川が派生し、館山平野を流れ、館山湾（^{かがみ}鏡ヶ浦）に注ぐ平久里川、山名川・滝川、汐入川と、館山丘陵を流れ太平洋に注ぐ^{とちえ}巴川、長尾川が主な河川であるが、いずれも河川長、流域面積ともに小さく、最も長い平久里川でも、流路延長 19.9km、流域面積 80.0km²に過ぎない。

^{ぎょうかいがん}凝灰岩・^{でいがん}泥岩・^{さがん}砂岩とやわらかい地質のため、河川の浸食により、丘陵部に比較的大きな^{しこく}支谷が開析され、谷間に平坦面が形成されることが地形の特徴となる。

3. 地質

房総半島のすぐ南の海底には、房総半島の乗っている北米プレートに、南からフィリピン海プレートが沈み込んでいる境界がある。館山の地質は、これら2つのプレート運動と関係し形成されている。

館山市には主に、三浦層群、千倉層群、^{とよふさ}豊房層群が分布している。三浦層群は、フィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込む際に、フィリピン海プレート上に堆積した泥が剥ぎ取られたものと考えられている。千倉層群と豊房層群は、プレートの沈み込みに伴って、プレートとプレートの境界に形成された海底の深みに、北から陸地に起原をもつ堆積物が、海底地滑りとして繰り返し流れ込んでできあがったと考えられている。

三浦層群は、^{ちゅうしんせい}中新世から^{せんしんせい}前期鮮新世に、深海底で堆積した地層で、市内では主に房総半島南西端の^{にしざき}西岬地区一帯に分布している。泥岩を主体とし、多数の凝灰岩層を伴っている。

千倉層群は、後期鮮新世から^{こうしんせい}前期更新世に堆積した、主に砂岩と泥岩の互層からなる堆積層で、館山市の南東部に分布している。地層中に豊富に含まれる微生物の化石などから、おおよそ 300 万年から 110 万年前にかけて堆積したのと考えられている。

豊房層群は、更新世に堆積した地層で、館山平野と稲村城跡を含む、その周辺の丘陵地に分布し、凝灰岩質砂岩層、砂岩と泥岩の互層、泥岩層からなっている。

4. 気候

館山市は、黒潮の流れる太平洋に突き出しているため、隣接する南房総市と並んで、千葉県で最も温暖である。日本の気候区分のなかでは、伊豆半島、紀伊半島、四国南部、九州南西部などとともに、温暖な東海型気候区に属している。

年平均気温は 15.9℃、最寒月（1月）の平均気温は 6.3℃で、年平均気温は、千葉県の平均に比べて約 1℃高くなっている。特に1月は 2℃近く高く、冬に暖かいことがわかる。

年間降水量（1,790.0 mm）は、県平均に比べて約 200mm も多く、特に 3～7 月には県平均よりも高い値を示している。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温 (°C)	11.2	11.4	14.1	18.8	22.3	24.9	28.5	30.5	27.4	22.6	18.2	13.8
平均気温 (°C)	6.3	6.6	9.5	14.2	18.1	21.2	24.8	26.4	23.3	18.1	13.3	8.7
最低気温 (°C)	1.0	1.4	4.5	9.3	14.1	18.0	21.9	23.2	19.9	13.9	8.4	3.4
降水量 (mm)	81.8	82.4	166.2	150.2	149.8	215.2	173.6	126.0	219.5	219.9	130.0	75.4

第9図 館山市の月別気温と降水量 (統計期間：1981年～2010年)

5. 植生

館山市をはじめとする房総半島の植生の第1の特色は、熱帯型森林と温帯型森林のちょうど境界域に立地しているという点である。熱帯と温帯の両要素が共存し、多様な植物相を有している。

森林を構成する樹林は、熱帯型は常緑樹、温帯型は落葉樹と針葉樹が卓越するため、熱帯型、温帯型の森林の境界は、相関的にもはっきりしている。清澄山系から北の北総にかけての地域では、南斜面は常緑樹林、北向き斜面は、落葉樹林というパターンがよくみられる。これは、冬の低温のために北限にある常緑広葉樹林と落葉広葉樹林が、斜面の南北の温度差により、両者が棲み分けているためとされる。館山市内でも、豊房地区の東部から九重地区の丘陵で、落葉広葉樹林がみられる。

房総半島の植生の第2の特色は、植生に対する人間の影響が極めて大きいということであり、半自然植生や人工林が卓越している。稲村城跡の主郭である城山でも、昭和30年代までは北斜面が茅林として利用されていたほか、松や杉が植えられて、共有財産として利用されてきた。松や杉は育つと売却され、即座に苗を植えつけるという共同作業が昭和45(1970)年まで続けられていたという。

館山市内でも、自然林は、洲崎の千葉県指定天然記念物「洲崎神社自然林」、那古の館山市指定天然記念物「那古山自然林」、正木の館山市指定天然記念物「諏訪神社自然林」に代表されるように、急峻な斜面を持った地域に残され、しかも面積的には、ごく限られている。それ以外には、薪炭林や人工林に変えられ、自然植生はほとんど残っていない。

房総半島の南部にみられる人工林は、常緑広葉樹が優占するシイ・カシ萌芽林と、落葉樹が優占するコナラ林に区分されている。前者が、房総半島南部の太平洋側から清澄山以南に分布するのに対して、後者はそれ以北の内陸部から西側、東京湾側に分布している。

第4節 稲村城跡周辺の社会的環境

1. 館山市の人口

館山市は、昭和14（1939）年11月3日、館山^{ほうじょう}北条町、那古^{なご}町、船形^{ふなかた}町の3町の合併により発足した。昭和29年5月3日に、西岬^{にしざき}村、神戸^{かんべ}村、富崎^{とみさき}村、豊房^{とよふさ}村、館野^{たての}村、九重^{ここのえ}村の6村を合併して、現在の館山市が誕生した。

人口は、昭和25年の59,424人をピークに減少し、平成26年1月1日現在の常住人口は、47,890人、世帯数は20,274人である。

年次	世帯数	人口	世帯当人口	人口密度
昭和25（1950）年	12,514	59,424	4.75	541.6
昭和30（1955）年	12,528	59,416	4.74	541.6
昭和35（1960）年	12,986	57,643	4.44	525.4
昭和40（1965）年	13,741	55,866	4.07	509.0
昭和45（1970）年	14,685	55,236	3.76	503.2
昭和50（1975）年	15,855	56,139	3.54	511.3
昭和55（1980）年	16,753	56,257	3.36	512.3
昭和60（1985）年	17,353	56,035	3.23	510.2
平成2（1990）年	18,059	54,575	3.02	495.3
平成7（1995）年	18,698	52,880	2.83	479.9
平成12（2000）年	19,218	51,412	2.68	466.5
平成17（2005）年	19,865	50,527	2.54	458.5
平成22（2010）年	20,232	49,290	2.44	447.2

第10図 館山市の国勢調査人口

2. 館山市の産業

(1) 商工業

館山市は、安房地域の経済、文化の中心地であり、特に商業は、市の経済や市民生活を支える重要な役割を果たしている。しかし近年、消費者ニーズの多様化、大型店の進出、モータリゼーションの進展などにより、地域の商業を取り巻く環境には、厳しい状況がある。

その一方で、平成19年の館山自動車道等の全線開通以降、通年型の観光客が増加し、消費の拡大に期待が寄せられている。

工業については、家内工業的な小規模事業所が点在している状況である。

平成 19 年 6 月 1 日 商業統計調査 (単位：万円)

分類	商店数	従業者数	年間販売額
総数	858 店	5,119 人	8,960,345
一般卸売業	156 店	969 人	3,281,384
小売業	702 店	4,150 人	5,678,961

第 11 図 商店数、従業者数、年間販売額

平成 22 年 12 月 31 日 工業統計調査

産業 (中) 分類	事業所数	従業者数	産業 (中) 分類	事業所数	従業者数
食料品	16	255	非鉄		
飲料・たばこ			金属製品	4	44
繊維	5	68	はん用機械	1	18
木材・木製品	—	—	生産用機械	7	105
家具・装備品	1	4	業務用機械	1	36
パルプ・紙	1	34	電子・デバイス	4	939
印刷	5	71	電気機械	1	9
化学	1	7	情報通信機械		
石油・石炭			輸送用機械	4	120
プラスチック			その他	5	69
ゴム	1	9			
なめし革					
窯業・土石	3	67			
鉄鋼			合計	60	1,855

※従業者 3 人以下は除く。

第 12 図 工業の分類別事業所数、従業者数

(2) 農業

農家の経営規模は、1 戸平均 64 アールで零細農家が多く、兼業化が著しく進んでいる。経営形態は、米プラス野菜、花卉^{かき}または酪農といった複合型である。

園芸は、野菜、花卉の栽培を中心に営まれている。多様化する消費者のニーズや産地間競争などの厳しい社会状況に対応するために、エコファーマー、ちばエコ農作物の認定を取得するなどし、栽培される農作物の高品質化やブランド化が図られている。

また、農作物の付加価値をあげるために、神戸地区のレタス、館野・豊房地区のいちご^{たての とよふさ}、西岬地区^{にしぎき}のひまわりなど、地域性を活かした農作物が栽培されている。

2010年農林業センサス（確定値）

農家戸数	専業	兼業		農業従事者数（販売農家）		
		一種	二種	総数	男	女
1,656	368	135	486	2,483	1,302	1,181

第13図 農家数及び農業従事者数

2010年農林業センサス（確定値）（単位 ha）

総数	田	畑	樹園地
932	701	210	21

第14図 経営耕地面積（販売農家）

2010年農林業センサス（確定値）

総数	自給的農家	～29a	30～49a	50～99a	100～149a	150～199a	200a以上
1,656	667	70	208	390	189	74	58

第15図 経営規模別農家数

(3) 漁業

館山市は、房総半島の南端部にあり、三方を海に囲まれ、海岸線は31.5 kmに及ぶ。好漁場である布良、さらに沖合に伊豆七島、西に東京湾口の深海を控えている上に、沿岸一帯に岩礁が多いため、自然的要因が漁業に適しているといえる。また、黒潮の影響を受けて、回遊魚が近海に多いという特徴がある。

平成23年の年間の漁獲高は約10億円で、まき網漁業、近海カツオ1本釣り、刺し網、定置網漁業等漁船漁業のほか、時期により採貝、採藻等の沿岸ないし近海漁業が盛んである。

魚種の主なものは、イワシ、アジ、サバ、ソウダカツオ、ブリ、スズキ、カツオ、サザエ、イカ等であるが、その大部分が沿岸漁業であり、小型の漁船が多く、漁業根拠地も沿岸地先を利用している。

館山市の漁業は、長年、地域の経済活動においても重要な役割を担ってきたが、近年、漁業を取り巻く状況は、獲りすぎや管理不足・漁場の環境変動等による水産資源の減少が懸念されており、水産資源の適切な管理が必要とされている。このため、種苗放流等による、つくり育てる漁業、いわゆる栽培漁業の振興が図られている。

また、魚離れ等による魚価安や、弱い販売力、コスト高、さらに高齢化が進み、水産関連産業の衰退が課題となっている。

平成23年12月31日 港勢調査

さば類	620.5	ぶり類	601.4
いわし類	1313.0	その他魚類	503.4
かつお類	303.2	貝類（あわび・さざえ・とこぶし外）	23.8
まぐろ類	11.6	水産動物類（いか・たこ・えび・かに外）	37.9
あじ類	419.0	草類（わかめ・てんぐさ・ひじき外）	5.0

第16図 漁種別漁獲量（t）

3. 館山市の交通

東京都心から 80km 圏内にある館山市は、首都圏各地から日帰りが可能な位置にある。平成 19 年の館山自動車道の全線開通により、首都圏からの時間・距離が大幅に短縮されたことに加え、花・海・歴史資源等を活かした観光振興の取組などにより、来訪者が増加している。

高速道路網の整備により、東京駅、横浜駅・羽田空港、千葉駅と高速バスにより結ばれ、館山市への主要な交通手段として、高速バスの利用客が増加している。その一方で、鉄道は定時性が確保され、より多くの人々を輸送できる重要な交通機関であるが、東京駅からの特急電車の本数は削減され、J R 内房線うちぼうの利用者は減少傾向にある。

年 度	1 日平均旅客数		
	館山駅	那古船形駅	九重駅
平成 19 年度	2,695	209	103
平成 20 年度	2,438	209	83
平成 21 年度	2,299	214	---
平成 22 年度	2,127	207	---
平成 23 年度	1,963	197	---

(注) 九重駅は、平成 21 年度から集計していない。資料 東日本旅客鉄道(株)千葉支社

第 17 図 JR 東日本駅別輸送状況

運行区間	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
白浜・館山～東京	290,660	368,110	413,642	445,207	443,333
白浜・館山～千葉	163,836	210,252	236,820	231,690	274,597
館山～羽田空港・横浜	33,865	66,884	85,344	82,913	83,046

資料 JR バス関東(株)館山支店、館山日東バス(株)、日東交通(株)館山営業所

第 18 図 高速バス利用者数

稲村城跡への交通アクセスだが、最寄駅は J R 内房線ここのえ九重駅である。史跡の入口まで、徒歩で約 10 分（約 600 m）の距離にある。また、稲村城跡の北側には国道 128 号線が通り、館山日東交通(株)が、路線バス（千倉線・館山鴨川線）を運行し、館山駅から史跡北側のバス停「城山下」しろやましたまでは、約 15 分の距離である。

現段階では、史跡周辺に駐車場がないため、見学者には公共交通機関を利用していただくことになる。

4. 館山市の土地利用

館山市は、館山湾を中心として放射状に市街地が形成され、その市街地を囲むように田畑や山林が広がり、国道や県道などの幹線道路沿道に、住宅地や商業地が所在している。総面積 110.20km²の約 5 割に相当する土地が、山林や田畑等の自然的利用がされている。

地 目	面 積	比 率
田	14.85	13.47%
畑	8.85	8.03%
宅 地	10.44	9.47%
山 林	23.58	21.40%
牧 場	0.04	0.04%
原 野	2.67	2.42%
雑種地	3.33	3.02%
道路・その他	46.46	42.15%
計	110.22	100.00%

平成 24 年 1 月 1 日現在（単位km²）

第 19 図 館山市の地目別面積

本市は、市域全域が都市計画区域に指定されているが、区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）については、急激かつ無秩序な進行が見込まれないとの判断から定められていない。

都市計画区域内の一部について、用途地域（住居系：643ha、商業系：56ha、工業系 60ha）が定められているが、用途区域、ゴルフ場の区域及び防衛施設の区域などを除く市域の大半は、農業振興地域に指定されている。海岸部は、ほぼ全域が南房総国立公園の区域になっており、森林の一部は、保安林に指定されている。

また、『海洋性リゾートタウン』のまちづくりを進めるため、館山市街並み景観形成指導要綱により、別荘地等の開発、建築物等の新增改築又は外観の補修、屋外広告物の表示又は設置に関する指導地区を定めている。

5. 館山市の観光

館山市は、南房総国立公園内に位置し、恵まれた自然と温暖な気候により、古くから保養地、海浜リゾート地として、また近年では花の産地として知られ、首都圏各地からの観光客に親しまれている。

近年、高速道路網等の整備など、アクセス性の向上により、首都圏における観光レクリエーション都市としての飛躍が見込まれている。そのため、恵まれた立地や風土を十分活用した新たな観光資源開発が推し進められ、現在の春夏の二期型から、通年型観光への移行が図られている。

そのなかで、近年の教育旅行や体験型観光に対するニーズの高まりを受け、本格的に教育旅行の受入を開始し、その件数が増加している。市内のNPOや体験事業者、宿泊施設が連携し、ウミホテル観察や戦跡めぐりなど、50種類以上の体験プログラムをそろえ、すでに、稲村城跡や館山城跡など戦国大名里見氏の城跡を巡るメニューも用意されている。平成 24 年度の教育旅行等の受入実績は、69 校 4,689 人である。

【館山市の主な観光行事】

- 1月～5月上旬 花摘み園の開園（特産のアイスランドポピーの摘み取り）
- 1月～5月上旬 観光いちご園の開園
- 3月～11月 観光定置網
- 7月～8月 館山観光まつり
館山湾花火大会、館山国際オープンウォータースイムレース
全国大学フラメンコフェスティバル、他
- 9月（敬老の日の前の土日）安房国司祭「やわたんまち」（安房地方最大の祭礼）
- 10月（第3土日）南総里見まつり（武者行列等）

観光客入込数		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
		1,624,000	1,544,000	1,708,000
内	利用交通機関別			
	鉄道	265,000	252,000	251,000
	貸切バス	190,000	181,000	209,000
	自家用車	1,146,500	1,090,000	1,225,000
	その他	22,500	21,000	23,000
内	宿泊別			
	日帰り客	1,198,000	1,179,000	1,371,000
	宿泊客	426,000	365,000	337,000
訳	目的別			
	海水浴	79,000	48,000	76,000
	海釣り	調査項目なし	調査項目なし	調査項目なし
	社寺参詣	183,000	292,000	278,000
	花見	95,000	100,000	115,000
	ゴルフ	129,000	122,000	120,000
	遊園地	284,000	234,000	226,000
	文化財等見学	78,000	77,000	178,000
	いちご狩り	120,000	84,000	128,000
	テニス	調査項目なし	調査項目なし	調査項目なし
	サーフィン	75,000	93,000	108,000
	各種催物	468,000	397,000	376,000
	その他	113,000	97,000	103,000

単位：人

第 20 図 館山市の観光客の入込数

6. 館山市の文化財と観光

平成 26 年 3 月 1 日現在、館山市内には、国指定文化財 5 件、県指定文化財 25 件、市指定文化財 68 件、国登録文化財 6 件、国記録選択文化財 3 件、県記録選択文化財 1 件、計 108 件の指定等文化財が所在する。

それらのうち、観光資源としても活用されている文化財が、館山市立博物館本館と館山城（八犬伝博物館）が史跡内にある館山市史跡「館山城跡」と、館山市史跡「館山海軍航空隊赤山地下壕跡」である。館山市立博物館本館と館山海軍航空隊赤山地下壕跡は、ともに有料施設である。

館山市立博物館本館 [館山城（八犬伝博物館）を含む] には、平成 24 年度に 61,406 人の入館者があった。地域別に見ると、市内 7,313 人（11.9%）、県内 19,413 人（31.6%）県外 34,680 人（56.5%）となり、県外からの観覧者が半数以上を占めている。

ほぼ同様の傾向が、館山海軍航空隊赤山地下壕跡の統計にも表われ、平成 24 年度の入壕者 13,886 人のうち、市内 1,425 人（10.3%）、県内 5,354 人（38.5%）、県外 7,107 人（51.2%）であり、やはり県外からの見学者が半数以上となっている。

また、国指定の重要有形民俗文化財「房総半島の漁撈用具」を展示・収蔵の中心とする館山市立博物館分館「渚の博物館」（旧千葉県立安房博物館）には、平成 24 年度に 127,531 人の入館者があり（注：無料施設のため、観覧者の地域・年齢の統計は行わず、受付で人数のみ確認している）、多くの観光客が訪れている。

そのほか館山市内には、国指定の重要文化財「銅造千手観音立像」をはじめに、数多くの指定文化財を有する、坂東三十三観音結願寺の那古寺があり、千葉県内外から数多くの参拝客が訪れている。

【国・県指定の文化財】

・重要文化財

梵鐘（弘安九年在銘）、銅造千手観音立像、房総半島の漁撈用具、茂名の里芋祭り、里見氏城跡 稲村城跡

・千葉県指定文化財

（有形文化財）那古寺多宝塔附木造宝塔、繡字法華経普門品、大蔵院四面石塔附石製水向、小網寺鑄銅密教法具、手力雄神社本殿、那古寺観音堂附厨子、木造阿弥陀如来坐像、木造如来形坐像、絹本著色僧形八幡神像、県立安房南高等学校旧第一校舎、石井家住宅、観世音経孔雀王咒経附那古寺文書

（無形文化財）館山唐棧織、綴錦織

（有形民俗文化財）神余の弘法井戸、房総半島の万祝及び製作関連資料

（無形民俗文化財）洲崎のミノコオドリ、安房やわたんまち

（天然記念物）沼サンゴ層、洲崎神社自然林、布良の海食洞と鍾乳石、南房総の地震隆起段丘

（史跡）安房神社洞窟遺跡、鉦切洞穴、安房国分寺跡

第3章 稲村城跡の保存管理

第1節 史跡の概要

1. 国史跡指定の状況

- 【名称】 里見氏城跡 稲村城跡
- 【指定日】 平成24年1月24日（文部科学省告示第4号）
- 【指定地】 館山市大字稲
字貴船 109番、111番1、111番2、113番、116番1、116番2、
117番
字中ノ坪 133番1、134番、137番
字城山 1078番1、1078番2、1078番3、1078番5
1078番6、1079番1 他

【指定地の面積】 18,148㎡

【地目別面積】

地目	面積 (㎡)	比率
畑	2,573	14.18%
山林	8,254	45.48%
原野	6,571	36.21%
赤道	750	4.13%
合計	18,148	100.00%

【所有関係の概要】 民有地 25筆 17,398㎡
市有地（里道） 750㎡

【説明】

里見氏は戦国時代から江戸時代まで10代、約170年間にわたり、房総半島南部を拠点とした一族である。房総里見氏は、初代里見義実が白浜城（南房総市）に本拠を構えて以降、その時々状況に応じて、数次にわたって本城を移動させている。

稲村城は、16世紀前半、3代義通が居城とした城で、4代義豊が5代義堯に攻め滅ぼされた内乱「天文の内訌」の舞台となった城である（P8：第4図「里見氏略系図」参照）。館山平野中央部南辺の丘陵端に位置する。丘陵先端部にある主郭は、東と南の二辺に高さ約3mの土塁を持ち、北と西の斜面は、丘陵の側面を掻き落とし障壁とする切りぎし手法を駆使し防御とする。主郭の規模や、切岸の範囲は同時期の房総半島の城の中では抜きん出ている。

里見氏城跡は、房総半島における中世山城の変遷や、この地域の社会・政治情勢を知る上でも重要である。

○ 国史跡指定公示

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、左記一に掲げる記念物を左記二によって史跡に指定します。

平成二十四年一月二十四日

公 示

文部科学大臣 平野 博文



一 (一) 名 称
里見氏城跡
稲村城跡
岡本城跡

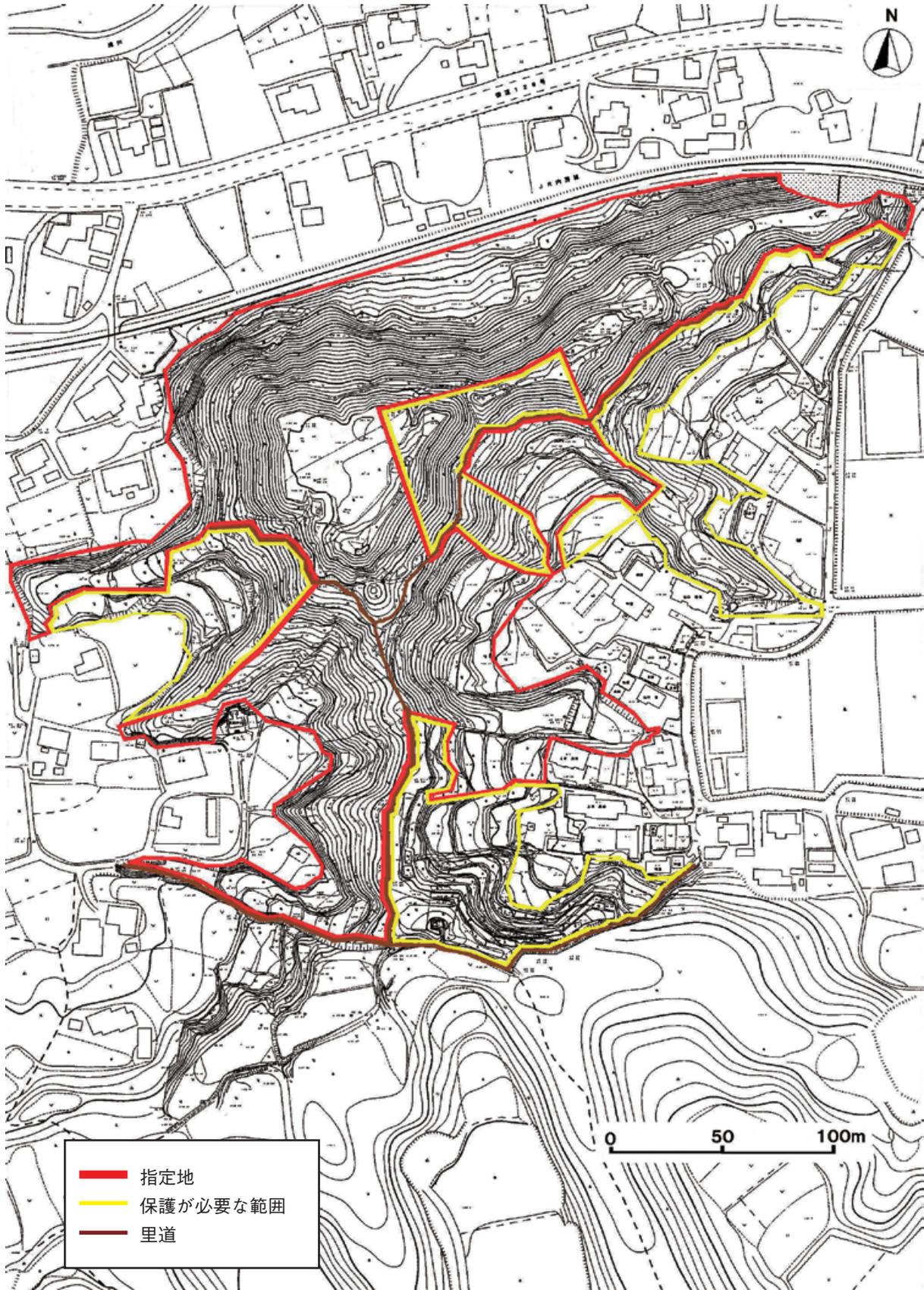
(二) 所在地及び地域 官報告示写しのとおり

二 (一) 指定理由
ア 基 準
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号）
史跡の部二による。

イ 説 明
戦国時代から江戸時代まで、房総南部を拠点とした里見氏が本拠とした城跡。

(二) 官報告示
平成二十四年一月二十四日付け
文部科学省告示第四号

(注) 取消訴訟の提起に関する事項の教示
一 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、文部科学大臣に対して異議申立てをすることができ、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。
二 この処分取消を求め、訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第三十九号）の規定により、この処分があつたことを知った日から六か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に、処分の取消しを提起することができ、提起することにより、処分があつたことを知った日から六か月以内であっても、処分の日から一年を経過した場合には処分の取消しを提起することができなくなります。



第 21 図 稲村城跡の指定範囲と保護が必要な範囲

3. 国史跡管理団体の指定

文化財保護法第113条第1項の規定により、史跡里見氏^{しろあと}城跡 稲村^{じょうあと}城跡 岡本^{じょうあと}城跡（平成24年文部科学省告示第4号）のうち、稲村城跡の管理団体として館山市が指定された（官報告示 平成25年1月30日付け文化庁告示第1号）。

○ 国史跡管理団体公示



24庁財第588号

館山市長 金丸謙一

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、史跡里見氏城跡 稲村城跡 岡本城跡（平成24年文部科学省告示第4号）のうち稲村城跡の管理団体として貴市を指定します。

平成25年1月30日

文化庁長官 近藤 誠



（官報告示 平成25年1月30日付け文化庁告示第1号）

4. 公有地化の状況

国史跡指定範囲 18,148㎡のうち、民有地が 17,398㎡、市有地（里道）は 750㎡である。

5. 法令による規制

(1) 農業振興地域の整備に関する法律

稲村城跡は、農業振興区域（農用地区域）内にあるため、農地を、原則として他の用途に変更ができない。

(2) 文化財保護法

稲村城跡の史跡指定地内で、現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、事前に文化庁長官の許可が必要になる。

また、史跡指定地外の取扱いについては、稲村城跡が周知の埋蔵文化財包蔵地となっているため、遺跡内で土木工事等を行うにあたっては、事前に土木工事等のための発掘に関する届出・通知を行い、確認調査等の実施が必要となる。

第2節 保存管理の基本方針

史跡の保存は現状を維持しながら、さらにその有効な整備活用を目指すものであるが、指定地に隣接して民家や農地がある。

史跡周辺は、住民の日常生活と生産活動の場として、多様な土地利用が行われている。このため史跡の保存管理にあたっては、住民生活との調整が不可欠であり、かつ城跡を将来にわたって適切に保存することが必要である。

保存管理計画策定に当たっては、土地の諸条件、史跡の特徴を踏まえ、最も望ましい方向を定める必要があるため、下記の基本方針に基づき、国史跡「里見氏城跡^{しろあと} 稲村城跡^{じょうあと}」の保存管理を行うものとする。

- 史跡の恒久的な保存を行う。
- 史跡と自然の一体的な保全を行う。
- 住民の日常生活、生産活動と防災に配慮した保存管理を行う。
- 市民参加型の史跡の保存管理を行う。

第3節 保存管理の方法

1. 史跡を構成する諸要素の整理

史跡の保存管理の方法と、それに基づく現状変更の取扱い基準を定めるため、史跡の本質的価値とその構成要素を明らかにすることが必要である。そのため、稲村城跡が国の史跡に指定された根拠や条件を整理し、「史跡の本質的価値を構成する諸要素」と「その他の要素」として抽出し、保存すべき要素を明確にする必要がある。

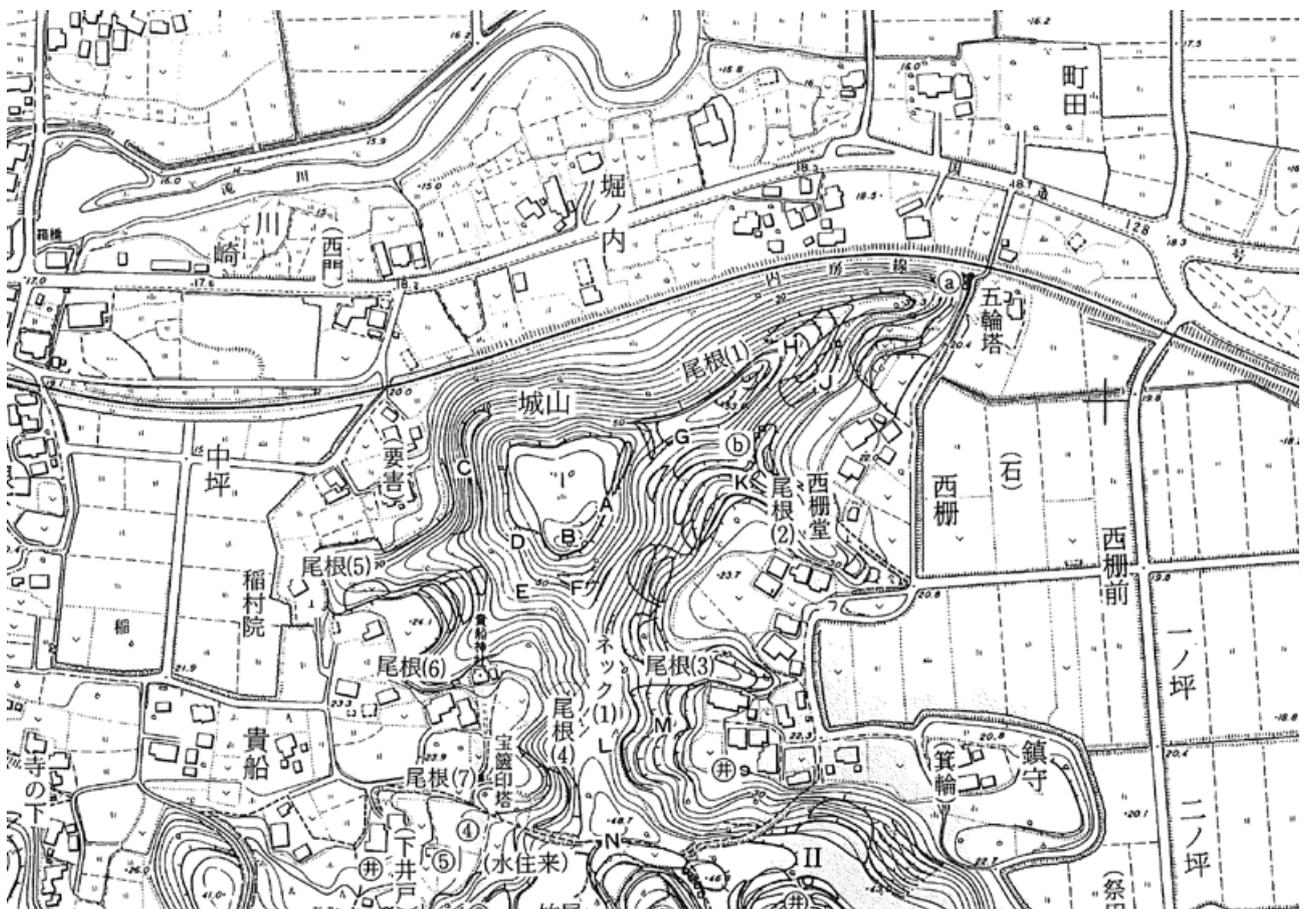
「里見氏城跡 稲村城跡」の指定理由の説明をまとめると、以下のようになる。

- I 里見氏城跡は、房総半島における中世山城の変遷や、この地域の社会・政治情勢を知る上で重要であること。
- II 稲村城跡は、16世紀前半、里見氏3代義通が居城とした城で、4代義豊が5代義堯に攻め滅ぼされた内乱「天文の内訌」の舞台となった城である（P8：第4図「里見氏略系図」参照）こと。
- III 丘陵先端部にある主郭は、東と南の二辺に高さ約3mの土塁を持ち、北と西の斜面は、丘陵の側面を掻き落とし障壁とする切岸手法を駆使し防御とすること。
- IV 主郭の規模や、切岸の範囲は同時期の房総半島の城の中では抜きん出ていること。

(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素

稲村城跡が国史跡に指定された理由は、切岸に代表される特徴的な遺構をはじめに主郭の規模が大きく、16世紀前半における房総半島の山城を構成する遺構がよく残っているということである。

この指定理由を踏まえた史跡の本質的価値を構成する諸要素とは、稲村城跡を構成する戦国時代に形成された遺構群である。これらのあり方が、稲村城跡の歴史的価値や意義を語る上で、不可欠な要素となる。



第22図 稲村城跡概念図

① 主郭の遺構

遺構の多くが集中する主郭（写真3、P 28：第22図I）は、標高61m、約2,000㎡の平坦面である。東側と南側の2面には高さ3m前後の連続する土塁（写真4、P 28：第22図A）がつくられ、北側と西側は急斜面の崖となって落ち込み土塁は存在しない。



写真3 主郭【西から】（P 28：第22図I）



写真4 主郭土塁【北から】（P 28：第22図A）

特に北側は落差約 40 mの急崖となって山裾部にまで達し、途中に腰曲輪^{こしぐるわ}や帯曲輪^{おびぐるわ}はともなっていない。一方、西側は比高差約 14 mの崖下に、南北約 60 mに及ぶ長さの帯曲輪（P 28：第 22 図 C）が造られ、さらにその西側は垂直の切岸^{きりきし}（写真 5）となっている。東部と南部の土塁外側^{どるい}は急斜面で、比高差 17 m前後のところは現在は道として使われている。



写真 5 主郭西側の切岸

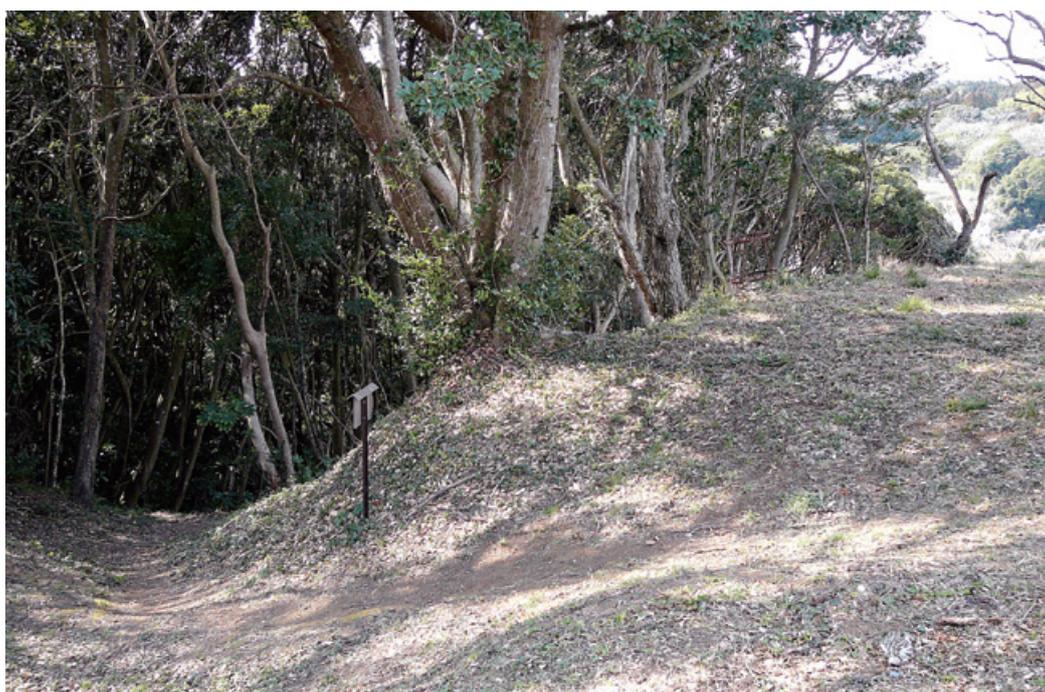


写真 6 主郭南西部虎口（P 28：第 22 図 D）

また南側土塁の西端は、櫓台状（P 28：第 22 図B）に7～8m四方の広がりを見せて、虎口（写真6、P 28：第 22 図D）へ向かって張り出すようにつくられており、南側尾根からの進入に対する防禦が施されている。

この主郭の虎口は2か所が指摘されている。従来からの進入口として知られていた虎口（写真6、P 28：第 22 図D）は主郭の南西部で、土塁端の櫓台から見下ろす位置にあり、主郭より一段低い内枳形状になっている。もうひとつは平成 19 年度に新たに報告された虎口で、主郭の東北部にあたる土塁の北端に接する掘り込みで、搦め手口と指摘された。

② 登城路

登城路については、主郭の南に伸びる尾根（P 28：第 22 図尾根4）が、第 22 図ネック（1）の南端で、主郭部の南側にある中郭部に接する位置にある水往来から登るという認識が近年広がっていたが、戦後しばらくの間は、主郭の西側から登る道が知られていた。

昭和4（1929）年に、鳥羽正雄が「西方から一道が緩い坂の道を以て通じ、大体二段に分れた低郭に入る様になっている」と報告したのがそれで、要害から西北斜面を登り帯曲輪に至る道がそれである。平成 20（2008）年の報告書においても同様に推定されたが、帯曲輪の下段にも並行して道が存在することが確認されている。

一部が斜面の崩落によって失われているものの、西北斜面の道が帯曲輪に至る手前で帯曲輪下段の道につながっていたと思われ、本来の登城路はこのルートと推定される。稲区共有地組合で保管する『官有地共有地ニ払下并ニ共有地各名ニ買受定約規則』の記述に、「城山新道の記」として「大正十二年九月一日の大震災のため登山道崩壊したるを、昭和四年四月七日共有者一同にて造る」とある新道が、帯曲輪へまわした道と考えられる。帯曲輪は本来道として使われていたのではなく、下段の道を見下ろし監視と防禦の役割をもったものであるう。



写真7 東側登城路と尾根（P 28：第 22 図尾根2）

また、これらと別に要害から尾根（P 28：第 22 図尾根 5）を登り、帯曲輪に接続する道も存在し、昭和 59（1984）年の報告書で紹介されている。これらの方向からの道は、すべて南西部の虎口から主郭へ進入するようにつくられている。

ただし帯曲輪の南端からは、土塁の最高所に祀られる浅間祠への参道が鳥居と階段をともなうにつくられているが、これは参道として新しく加えられたものとみられている。また地元の方の証言で、東側の尾根（P 31：写真 7、P 28：第 22 図尾根 2）と尾根（P 28：第 22 図尾根 3）の間の谷から登る道がかつて 2 本存在したという。50 年ほど前から使われなくなったというが、尾根（P 28：第 22 図尾根 2）の南崖際を直線で登り、堀切（P 33：写真 9、P 28：第 22 図 G）へ至る道の痕跡が確認されている。もう 1 本は尾根（P 28：第 22 図尾根 3）の北側から入ったというが、痕跡は未確認である。

③ その他の遺構

山頂の主郭には直接接続する尾根が 2 本あり、ひとつは東北方面へ伸び、ひとつは南方向へと続く。そしてそれぞれに主郭と尾根を隔てるための堀切が施されている。東北方面へ伸びる尾根（P 28：第 22 図尾根 1）は、最先端が垂直に削り落とされて比高差が 5～6 m ある。垂直面の上部には平場があり、その奥にさらに 8 m ほどの急斜面があつて、その上が尾根頂部の平坦面となる。

この尾根の北側は、主郭から続く山裾部までの急斜面であり、南側は腰曲輪が 2～3 段に重ねられて、裾部は切岸となり、敵の侵入を妨げる構造である。尾根の背部中央には堀切（写真 8、P 28：第 22 図 H）があつて尾根上の移動を妨げているが、堀切北側には土橋を設けている。この堀切の南側下方には、コの字型に壁面を削った幅 2 m 奥行き 5 m ほどの窪みがあるが、その役割についてはまだ明確に示されていない。そして主郭と尾根との連続を断ち



写真 8 堀切（P 28：第 22 図 H）と土橋



写真9 堀切（P 28：第 22 図G）

切る堀切（写真9、P 28：第 22 図G）が、主郭東の土塁下に深く造られて、尾根（P 28：第 22 図尾根 1）から主郭への進入を防いでいる。

主郭の南方向へ続く尾根（P 28：第 22 図尾根 4）は、中郭部から北方へ進入して数mでネック状の細尾根となる。直線で進入すると主郭への斜面に堀切（P 34：写真 10、P 28：第 22 図F）があり、主郭への取り付きを阻んでいる。道は、櫓台の西側下を通過して回り込むように虎口（P 29：写真 6、P 28：第 22 図D）へ向かっているが、櫓台下に一段高い腰曲輪が突き出し、その道で侵入する者の右側から攻撃できるように工夫してある。

主郭の東側には、これらの尾根（P 28：第 22 図尾根 1）と尾根（P 34：写真 11、P 28：第 22 図尾根 4）に挟まれて 2 本の小尾根があり、ともに小尾根の周囲を垂直に切り立てて取り付き難くし、土塁としての役割も果たしている。

小尾根（P 28：第 22 図尾根 2）と尾根（P 28：第 22 図尾根 3）に挟まれた谷奥は、複数の腰曲輪が設けられ、谷頭は垂直に削り落とされて主郭への取り付きを困難にしている。しかし、小尾根（P 28：第 22 図尾根 3）と尾根（P 28：第 22 図尾根 4）に挟まれた谷は段々畑となり、腰曲輪状ではあるが段差が小さく、城郭遺構とは認め難いとされる。また、尾根（P 28：第 22 図尾根 4）に堀切がないことも不自然とされている。

主郭の西側にも小尾根が 2 本あり、北側の小尾根（P 28：第 22 図尾根 5）も、東側同様に土塁状に周囲が削り落され、小尾根（P 28：第 22 図尾根 6）にはさまれた谷には、3 段の腰曲輪が設けられている。小尾根（P 28：第 22 図尾根 6）は、南側の谷に腰曲輪はないが、斜面の裾部が急斜面と一部の削り落としで取り付きを難しくしている。



写真 10 堀切 (第 22 図 F)



写真 11 尾根 (第 22 図尾根 4)

(2) 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外のもの

① 史跡の保存管理上有効な要素

史跡の保存管理上有効な要素とは、今後、保存管理を進める上で、史跡の本質的価値を支え、史跡のより良い環境を形成するために寄与するもののことをいう。したがって、直接、稲村城や里見氏に関係しないものでも、この地域の歴史や自然に関わるものは、将来の史跡の保存管理や活用上必要であるため、ここに含める。

I 横穴墓 (写真 12)

主郭の南方向へ続く尾根にある堀切（P 28：第 22 図 F）の東側の斜面に、古墳時代終末期の横穴墓が 2 基ある。天井がアーチ形で、奥壁・側壁に何の掘り込みもみられないものである。そのほかにも、稲村城跡内には、横穴墓が数多く分布し、なかには中世にやぐらとして転用されたものがある。



写真 12 横穴墓

II やぐら (P 36：写真 13)

稲村城跡の東麓（P 28：第 22 図 a）に、通称「五輪様」と呼ばれる地点がある。旧状は五輪塔の安置された中世の「やぐら」であったと推察できるが、既に崩落しその原形を留めていない。天井部・床面さえ認めがたく、玄室も全くイメージできない状態となっている。しかし奥壁に接する左右側壁の基部と思しき部位に、僅かながら鋭角に屈曲し前方に延伸する構造を認めるから、かつての「やぐら」の存在が想定できる。



写真 13 五輪様

Ⅲ 鳥居と石祠

地域の生活の中で生み出された浅間信仰の石祠（写真 14）が、主郭の土塁（P 29:写真4、P 28:第 22 図A）上に、主郭の虎口（P 30:写真6、P 28:第 22 図D）の南側に鳥居（P 37:写真 15）がある。



写真 14 石祠



写真 15 鳥居

Ⅳ 里道

里道りどうは、来訪者が史跡を巡る主要動線、散策道として、また、史跡の管理用道路としても必要である。

Ⅴ 山林

史跡指定地は、すべて丘陵上にある。山林は、雑木林、松や杉等の雑木林で占められており、後世に形成された自然景観ではあるが、静かな里山という良好な史跡環境を形成している。

② 史跡の保存管理上調整が必要な要素

保存管理を進める上で、良好な史跡環境を維持するために除去した方が望ましいと考えられるものを指す。

Ⅰ 工作物

昭和 40(1965)以降、主郭しゅかくが遊び場として使用されていた当時の遊具、トイレ等の工作物(P 38：写真 16) が、現在も残されている。



写真 16 遊び場として使われていた当時の工作物

II 城跡遺構の保存に影響を与える植物

史跡内には、竹、雑草が繁茂している。城跡遺構の保存に影響を与える可能性があるほか、史跡景観や管理上マイナス要素となるものがある。

2. 保存管理の方法について

(1) 基本的な考え方

保存管理の基本方針、史跡を構成する諸要素のあり方に基づき、保存管理の基本的な考え方を次のとおりとする。

- 史跡の本質的価値を構成する諸要素については、その価値を損なうことのないように、厳密な保存管理を行う。
- 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外のものについては、史跡の保存、周辺の住環境との調和、防災・防犯への配慮を図りながら、適切な管理を行っていく。今後、国指定範囲の公有地化を進め、できる限りすみやかに保存整備を行い、市民が広く活用できる場としていく。
- 災害等により土手等が崩落した場合は、必要な手続きを経て、速やかに復旧を行う。

(2) 諸要素の保存管理方法

① 史跡の本質的価値を構成する諸要素

I 主郭とその他の遺構

土塁・切岸・虎口・堀切・曲輪等、日常の適切な管理を行い、現状の厳格な保存を図る。き損等が確認された場合は、学術調査等に基づき保存・復旧を行う。

II 登城路

文献史料や伝承などにより、登城路と考えられる通路については、必要に応じて発掘調査を進め、遺構の確定を行う。また、史跡の散策道として活用する方向で検討する。

② 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外のもの

I 横穴墓、やぐら、鳥居と石祠

稲村城跡の本質的な価値を支える要素であり、史跡の価値を高める有効な要素として現状保存を行い、史跡の環境整備のなかで、活用について検討をしていく。

II 里道（赤道）

地域住民の生活道路としても使われているため、継続的な利用を行う必要がある。また、史跡の散策道、管理用道路としても活用するように検討していくが、岩盤を垂直に切通した通称「水往来」と呼ばれる通路があり、大雨が降った際に崖崩れをおこしている。さらに、散策道の東側の入口付近には、民家が立ち並んでいるため、可能であれば、別にメインの見学路を設けることが望ましい。新たな散策道の設置や、既存の里道の改修や修繕などの現状変更については、史跡の保存に影響がないように調整をする。

III 山林

史跡の景観的な調和に配慮しながら、本質的な価値を構成する要素の保存に影響がないように、伐採も含めて適切な管理を行い、健全な生態系の保全に努める。

既存の樹木の枯死等により植え替えを行う場合は、本質的な価値を構成する要素の保存に影響が出ないことを確認した上で、景観的な調和に配慮をしながら行う。植え替えを行うことで、本質的な価値を構成する要素の保存に影響が出る可能性がある場合は、植栽位置を変更するなどの対策を講じる。

IV 工作物

史跡の本質的価値を損なわないように管理を行い、除去をする場合は、当保存管理計画の現状変更の取り扱い基準に則って実施し、史跡の保存に支障がないようにする。

V 城跡遺構の保存に影響を与える植物

史跡の本質的価値を損なわないように管理を行い、除去をする場合は、当保存管理計画の現状変更の取り扱い基準に則って実施し、史跡の保存に支障がないようにする。

第4節 現状変更の取扱い方針及び基準

1. 現状変更の取扱い方針

史跡を確実に次世代に継承していくため、現状変更について以下のとおり区分し、具体的な取扱い基準を定める。

(1) 現状変更が認められない行為

- ① 史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書に定められた基準に反する場合
- ② 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

(2) 現状変更許可が必要な行為

史跡の現状を変更する際には、文化財保護法第125条により、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。ただし、以下に挙げるような軽微な変更に関しては、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可およびその取り消し並びに停止命令を行うことが、市教育委員会に委譲されている。

- ① 小規模建築物で3ヶ月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却。(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ② 工作物の設置、改修もしくは除却。(ただし、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)。工作物とは、小規模建築物などに付随する門・生垣・塀・柵、既設道路に付帯する側溝・案内板・街灯等の小規模な施設を含む。
- ③ 道路の舗装もしくは修繕。(ただし、土地の掘削、盛土、切土、道路復員の変更など土地の形状の変更を伴わないものに限る)。道路の路面の補修、遊歩道の整備
- ④ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除去
- ⑤ 木竹の伐採など史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採

(3) 現状変更の許可を要しない行為

以下の事項に係る行為については、原則として現状変更等の許可を必要としない。ただし、実際の行為が該当するか否かについては、事前に協議して確認するものとする。

a. 維持の措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(昭和26年文化財保護委員会規則第10号)第4条に規定される「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ① 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき

- ② 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- ③ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

b. 非常災害のために必要な応急措置（復旧など）

- ① 保護、養生（盛土、土留め、土のう等の設置）、損壊要因等（土砂、建築物等の残骸、樹木等）の除去など、遺構等の損壊防止のための応急措置
- ② 土留め養生、排水処理等の建築物や地形の損壊及び崩壊防止のための措置
- ③ 公益上必要な維持管理施設・設備の代替施設等の設置等の措置

c. 日常的な維持管理の行為

- ① 史跡を維持する日常管理（清掃、堆積物の除去等）
- ② 植生の日常的な管理（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）

2 現状変更の取扱い基準

(1) 地形の変更

遺構復元といった文化財保護のための地形変更を除き、地形の変更は、認めないものとする。

(2) 建築物の新築

建築物の新築は、原則認めないものとする。

(3) 工作物の設置、改修及び除去

防災・防犯上、史跡の管理に必要な工作物の新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。工作物の改修及び除去は、遺構に影響がないように図った上で、認めるものとする。

(4) 木竹の伐採・植栽

伐採・植栽は、原則として規制しない。ただし、植栽については、現状で視認される土塁・切岸・虎口・堀切・曲輪等の城館遺構が存在する場所については規制する。なお、その施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響のないようにする。

(5) 発掘調査及び保存整備

遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討したうえで行う場合について認めるものとする。

第4章 史跡の整備

第1節 整備の基本的方針

稲村城跡^{じょうあと}は、1533、4（天文2、3）年の内乱「天文の内訌^{てんぶん ないこう}」を契機に機能を停止したことから、戦国時代後半の改変が加えられない状態の戦国城跡の姿をとどめている。遺構^{いこう}の保存状態は良好で、史跡の南側には、自然豊かな館山丘陵が広がる。自然環境の保全も図りながら、史跡の保存整備を図ることが可能であり、その価値は非常に高い。

このように、文化遺産と自然環境が一体となった史跡を、地域の歴史的遺産として保存・継承し、来訪者が自然の中を散策しながら、ふるさと館山の歴史的意義を理解し、往時を追体験できるような公開活用を目指すものとする。

その場合、南房総市の国史跡「里見氏城跡^{しろみ} 岡本城跡^{しろうもと}」との連携が不可欠であり、里見氏城跡が一体化した、広域的な整備の方策を検討する必要がある。さらに、すでに史跡として保存・活用され、数多くの来訪者が訪れている館山市指定史跡「館山城跡」をはじめとする戦国大名里見氏に關係する城郭群^{じょうかくぐん}の、保存・活用のネットワーク化や、「館山城跡」内にあり、戦国大名里見氏をメインテーマとする館山市立博物館本館をはじめとする展示公開施設とあわせた利用促進の方策の検討を進めていく。

また、全国に誇りうる地域の財産として市民に愛され、親しまれる史跡としていくため、市民参加の管理運営、活用を積極的に推進していくこととする。

なお、整備にあたっては、市の総合計画と財政状況との整合を図りながら、以下の基本的な考え方に基づき実施するものとする。

- (1) 保存管理計画の趣旨を踏まえ、史跡の保存を第一義とした整備活用とする。
- (2) 保存状態が良好であることから、現状を保存し、往時の雰囲気を追体験し、学習できるような整備とする。
- (3) 史跡一帯の貴重な自然環境の保全を図りながら、地域の憩いの場としての機能や役割をあわせもつような公開活用を目指す。
- (4) 史跡を、ふるさと館山の歴史を活かしたまちづくりの拠点として位置付け、歴史を通じた地域間交流や情報発信の空間として広く活用できるような整備を推進する。
- (5) 戦国大名里見氏の歴史を理解することができるよう、国史跡「里見氏城跡 岡本城跡」と連携し、里見氏城跡が一体となった整備を目指す。
- (6) ふるさと意識の醸成を図り、心豊かな市民生活の向上に資するよう、市民参加の活用、管理運営を積極的に推進していく。

第2節 整備の方向性について

史跡地内（追加指定の予定地を含む）の土地所有の状況は、里道^{りどう}を除き、すべてが私有地である。将来、史跡整備を進めるためには、土地の公有化が必要であり、今後、公有化の進捗状況により順次調査、整備を進めることとする。

なお、史跡の適切な保存管理にあたり、来訪者のために必要な説明板や誘導標識、仮設駐

車場、仮設トイレ等の設置については、史跡整備事業の着手前から適宜進めていく必要がある。

整備の全体計画については、今後、史跡周辺で計画される予定の（仮称）館山“里見の山里”整備事業等との調整、及び南房総市の「里見氏城跡 岡本城跡」との連携を図りながら検討をする。

以下に、基本的な考え方を具現化するための課題等を整理する。

1. 見学路および便益施設

現在のメインの見学路は、史跡地内（追加指定の予定地を含む）の南端にある通称「水往来」が利用されている。しかし、この「水往来」は、岩盤を垂直に切通して通路としたもので、大雨が降った際に崖崩れをおこしている。また、「水往来」の入口付近には、民家が立ち並んでいるため、可能であれば、別にメインの見学路を設けることが望ましい。

駐車場、トイレ、水飲みなどの便益施設は、今後、史跡周辺で計画される予定の（仮称）館山“里見の山里”整備事業等との調整を図りながら、整備を検討する。

2. ガイダンス施設

史跡の概要説明を行う場として、史跡の隣接地に、レクチャールーム・展示ホールなどを備えたガイダンス施設の設置を検討する。

3. サイン

入口にはそれぞれ、名称板、説明板を設置する。また、総合説明コーナーを設け、総合説明板を設置する。その他、各遺構には遺構説明板をそれぞれ設置する。

4. 植生管理

現況の樹木のうち、台風等で倒木となる恐れがある樹木、遺構保護の観点から問題のある樹木、放置すると繁茂が著しい竹等は伐採を行う。高木の新規植栽は遺構保護を考慮して行わず、上記伐採を行う樹木以外の現存樹木を活かした緑地としていくことを基本とする。民家との境にはプライバシーに配慮し、高生垣を設置すること等を検討する。

また、主郭からは館山湾、館山平野、北部の富山山塊などを一望できることから、眺望の維持が図られるように、植生管理をすることが必要である。

5. 横穴墓、やぐら

史跡の価値を高めるこれらの歴史遺産は、稲村城跡の本質的な価値を支える有効な要素でもあるが、見学者の安全性の確保に問題があるため、整備の方法を検討する必要がある。

第5章 管理及び運営体制

第1節 保存管理体制について

1. 基本的な考え方

館山市は、史跡の管理団体に指定されているが、地権者や地域住民をはじめ、史跡に関わるさまざまな市民団体等との連携を行うことで、はじめて適切な史跡の管理運営が可能になる。さらに、将来の整備活用を実現するためにも、行政と市民団体が協力して、史跡の保存管理を進めていく体制が不可欠となる。

2. 実施及び管理体制

館山市は、地権者や地域住民及び国、県の協力を得て、稲村城跡の保存管理に積極的に取り組むものとする。

- (1) 史跡の現状変更に関わる保存管理は、管理団体である館山市が行う。
- (2) 史跡指定地内の土地所有者が史跡の本質的価値に関わる現状変更を行うと判断される場合は、管理団体である館山市と必要な協議・調整を行い、現状変更申請を行う。
- (3) 史跡指定地内の災害時の復旧については、土地所有者と協議の上、館山市が主体となって行うものとする。
- (4) 史跡指定地の整備を行う場合は、国・県の協力の下、館山市が事業主体となって行うものとする。
- (5) 史跡に指定されていないが、稲村城跡の本質的価値に関わる現状変更が行われると判断される場合は、周知の遺跡・埋蔵文化財として館山市が土地所有者と協議・調整を行う。

3. 庁内の協力について

史跡の適切な保存管理にあたっては、庁内の横断的な連絡調整を行いその推進に努めるものとする。

4. 市民参加型の運営管理について

市民参加の運営管理は、稲村城跡を市民が知り、親しみ、守っていく機運とともに、ふるさと意識を醸成していく上で、非常に重要であると考えられる。

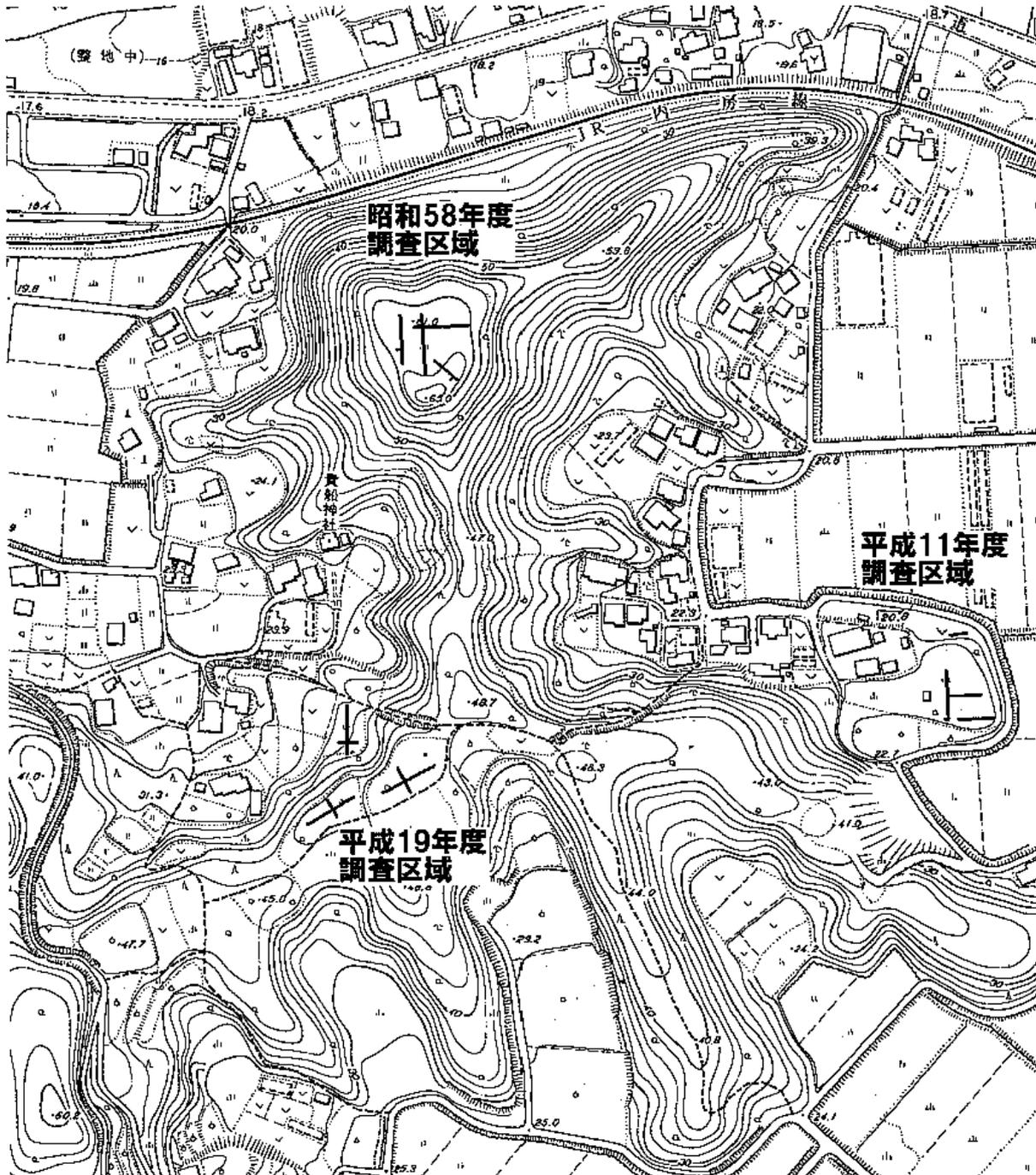
現在、稲村城跡の活用を積極的に企画し、実行している市民団体も存在する。これらの市民団体の活動も視野に入れながら、整備後の史跡の日常的な管理と活用事業の運営について、地元稲区や、市民団体への委託など、協働により行うことを検討する。

第6章 今後の課題

第1節 発掘調査について

1. 過去の発掘調査の成果

稲村城跡の発掘調査は、千葉県教育委員会による(1)昭和58年度の調査、(2)(財)総南文化財センターによる平成11年度の調査、(3)館山市教育委員会による平成19年度の調査の3回が行われている(第23図)。



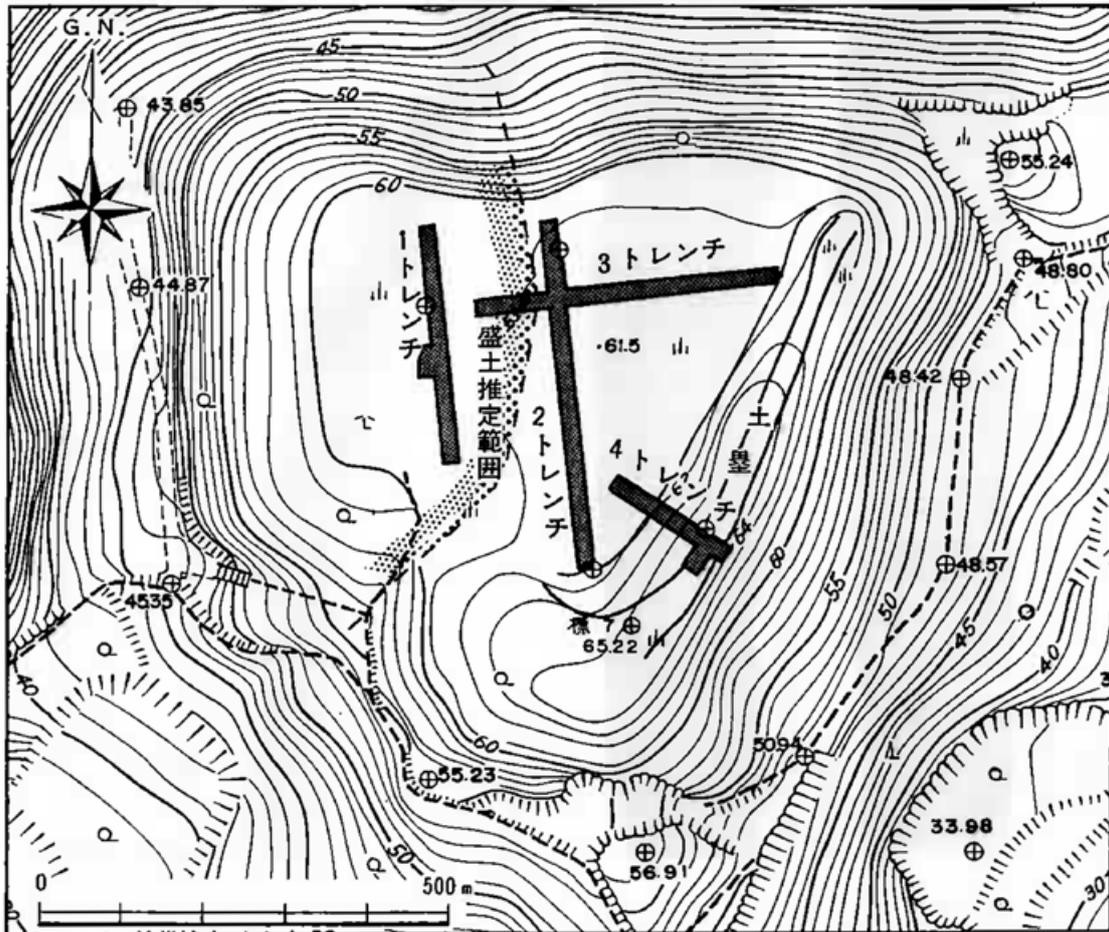
第23図 稲村城跡発掘調査トレンチ配置図

(1) 昭和 58 年度調査 (第 24 図)

昭和 58 年度の調査では主郭^{しゅかく}での発掘調査が行われ、平場に 3 本のトレンチと土塁^{どるい}に 1 本のトレンチが入れた。主郭の西部で南北に入れた 1 トレンチで、ほぼ 1 m の盛土の層が確認され、北部で傾斜を強めて北端では 2 m 10 cm の厚みがあった。北へ向かって傾斜していた地山を一旦削平したうえで盛土成形をしていた様子が確認され、その盛土の範囲は 3 トレンチの西端から約 8 m が盛土の東側の限界と確認されている。またこの盛土は、白色粘土・砂岩・褐色土・暗褐色土などを交互に積み重ねた版築技法^{はんちく}による造成とされる。

一方、3 トレンチの残り部分と 2 トレンチでは盛土は確認されなかったが、旧地形を削平して整地が施されていた。つまり主郭の東側半分は地山を削り、西側半分は斜面への盛土をすることによって広い平坦地が造成されていたことが判明したのである。なお 2 トレンチの北端の斜面際では、90 cm ほどの段差で地山が一段低く作り出されていた。奥行きは 170 cm ある。

さらに土塁に入れた 4 トレンチでも、地山の削り出しが確認された。土塁は盛土による造成ではなく、地山を成形したものだった。土塁頂部には若干の盛土があるものの、築城以前の旧表土^{ちくじょう}が残されていることから、^{やぐらだい}檜台を含めた土塁部分が元来の山頂で、これを削り残すことで土塁を造成したものであった。また、3 m ほどの比高差をもつ土塁の内側斜面は、3 段の階段状に成形がなされ、その段差は 50 ~ 70 cm、平坦面の奥行きは一定でないながらも



第 24 図 昭和 58 年度調査トレンチ配置図

およそ 130 ～ 140cmであった。

また 1 トレンチでは深さ 80cmほどの落ち込みの穴が確認されたが、上面の層はしまりがよく、また洪武通宝などの古銭3枚が中央で出土していることから、柱穴とは判断されていない。その一方で1 トレンチの北端では、長さ 40cm、幅 30cm、厚さ 10cmほどの長方形の平たい石が1つ検出された。確認された位置では地固めされた様子がないことから、報告書では礎石とは判断されていないが、石が移動している可能性や石の形状からこれを礎石とする指摘もあり、どのトレンチからも柱穴が確認されなかったことから『千葉県歴史資料編中世1』では、主郭に礎石建物があつたことを想定している。

この礎石と古銭以外に陶磁器などの出土遺物はなく、生活の痕跡がないことから日常的に使われた場ではないとみられているが、細尾根であつた山頂で大規模な造成工事が行われ大きな曲輪が造成されていることから、この場所に「是が非でも居城を築かねばならなかつた強固な里見氏の意思が感じられる」と、評価されている。

(2) 平成 11 年度調査

平成 11 年度の発掘調査は中郭部の中央丘陵東端に飛び出している台地で行われた。字鎮守といひ愛宕祠が祀られている。水田部との比高差約 10 mの台地端にかかる予定だつた市道 8042 号線の改良工事にともなうもので、台地東部にトレンチ 4 本が入れられた。時期不明の土坑が 1 基確認されたのみで遺物は皆無。版築技法による整地跡などの地業を行つた形跡もみられず遺構の検出はなかつた。

(3) 平成 19 年度調査 (P 48 : 第 25 図)

平成 19 年度の発掘調査は、中郭部の丘陵中央部にある曲輪 3 面で実施された。比較的大きな曲輪である A 地点と B 地点でそれぞれ 2 本のトレンチを入れたところ、古墳時代以前の遺物と遺構が確認され、古墳時代以降の削平による平坦面の造出も明らかとなつた。出土遺物がないことから年代は特定されていないが、平坦面の造出工事は城郭の造成と結びつけて考えられている。

この 2 面より北側で、2 段低い位置にある C 地点でも 2 本のトレンチが入れられた。この地点での発掘では、西方向への地山の傾斜とともに縄文時代・弥生時代の土器が混在した二次堆積が確認され、小谷に盛土をして平坦地を造成したことが明らかとなつた。やはりここでも年代を特定する遺物は出土しなかつたが、この工事も築城にともなうものとみなされた。

中郭部で確認された削平と盛土による平坦地の造成も、主郭と同じように曲輪の造成として行われたもので、主郭部以外の広範囲にも確実に城郭としての手が入つていたことが確認された。



第25図 平成19年度調査トレンチ配置図

2. 今後の発掘調査について

稲村城跡の保存すべき範囲については、これまでの発掘調査で一定の成果を得ることができた。しかし、居館跡をはじめとする生活居住域の確認ができていないことなど、城館遺構の規模や構造、その性格等、まだ不明な点が多い。

したがって、今後、整備計画のなかに発掘調査を位置付け、整備に必要な情報を得るための調査や、不明な点が多い登城路を明らかにするための発掘などを行い、さらに史跡の全容を解明していく必要がある。

第2節 未指定地の取扱いについて

1. 追加指定について

稲村城跡は、戦国期前半の構造を保つ城館遺跡であり、主郭を中心とする築城当初の単郭構造の城が、規模を拡大しつつ整備されていたものの、「天文の内訌」と呼ばれる内乱によって途絶したと考えられ、その結果、遺構は丘陵先端にある主郭に集中して見られる。また、稲村城がおかれた地形も重要な要素であり、史跡の景観全体を考慮しながら、一体的な保存と活用を図る必要がある。

今後、残存状況が良好で、房総地域の城館の構造を考える上で重要であると評価される稲村城の全体像を明らかにし、他の里見氏城跡との関係を含めて的確に将来に伝えるため、史跡の保護を図ることが目標になるが、稲村城跡の保護が必要な範囲には、未同意による未指定地が残されている（P 25：第 21 図参照）。

史跡の保存管理を万全とするため、追加指定に向けて土地所有者の理解と同意を得ることができるように取り組みを行っていく。

保護が必要な範囲	27,946㎡（44 筆・赤道）
国史跡指定範囲	18,148㎡（25 筆・赤道）
未指定の範囲	9,798㎡（19 筆）

2. 管理について

保護が必要な範囲にある未指定地の管理については、土地所有者が行うことが基本であるが、その負担を軽減していくことは、稲村城跡の保存にとって有効であると考えられる。

史跡の保存管理中も、その後も史跡と最も密接な関係をもつのは地域住民であり、稲村城跡が、地域の貴重な共有財産であることを周知し、保存管理の必要性やその内容を理解してもらい、協力を得ることが重要である。

そのためには、地元稲区を中心とする市民参加の管理運営と活用に向けた方策と、そのための条件整備の検討を進めることが今後の課題となり、地域説明会の開催、広報による意識の共有化、パンフレットの配布等による周知を進め、積極的に情報を提供し、意見を求め、公有化や整備活用に向けた理解を得ることが必要である。

第3節 保存管理計画の改訂について

本保存管理計画は、稲村城跡を取り巻く周辺社会環境の変化や調査研究の進展、（仮称）館山“里見の山里”整備事業等、周辺整備事業との調整、市の状況等により、計画内容と現状がそぐわないものとなった場合、史跡の適切な保存管理の体制を維持していくため、必要に応じて見直し、改訂を行うものとする。

第4節 保存整備計画の策定について

整備活用の具体的な規模や手法等を示す「保存整備計画」については、「(仮称)国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存整備計画策定委員会」を設置するなど検討を行っていく。

その場合、南房総市の国史跡「里見氏城跡 岡本城跡」をはじめとする戦国大名里見氏に關係する城郭群の、保存・活用のネットワーク化や、館山市立博物館をはじめとする展示公開施設の利用促進を図るための方策など、広域的な整備を検討する必要がある。

そのため、国史跡「里見氏城跡」の保存・整備・活用を中心とした地域活性化に向けて、地方自治体の垣根を越えた形で取り組んでいくことが望ましい。

第5節 保存管理計画策定後の事業計画について

本保存管理計画策定後、以下に示す事業の実施を検討する。

1. 短期事業（概ね5年間）

- ・市民活動への支援
- ・説明等看板の設置
- ・史跡を活用した事業の実施
- ・保存整備計画内容の検討
- ・公有地化の計画と実施

2. 中長期事業（概ね5～20年）

- ・公有地化の実施
- ・保存整備計画の策定
- ・国史跡「里見氏城跡」の保存・活用のネットワーク化、展示公開施設の利用促進等活用事業の展開
- ・保存・整備活用に関わる事業の実施
- ・保存管理計画の改訂

参考文献・引用文献

- 館山市 2001 『館山市総合計画』
- 館山市 2011 『第3期館山市基本計画』
- 館山市 2009 『館山市都市計画マスタープラン』
- 館山市 2013 『館山市の統計 2012』
- 館山市 2013 『館山市市政概要 2013』
- 千葉県教育委員会 1983 『千葉県中近世城跡発掘調査報告書第4集 - 稲村城跡・白井城跡発掘調査報告 - 』
- 館山市教育委員会 2008 『館山市稲村城跡調査報告書』
- 館山市教育委員会 2010 『館山市稲村城跡調査報告書』Ⅱ
- 第一法規株式会社 2012 「新指定の文化財」『月刊文化財』581
- 館山市教育委員会 2013 『歴史副読本 さとみ物語』
- 小竹信宏 1997 「安房地域の地質」『千葉県の自然誌 本編2 千葉県の大地』 千葉県史料研究財団
- 水谷武 1997 「地形 丘陵・山地」『千葉県の自然誌 本編2 千葉県の大地』 千葉県史料研究財団
- 田宮兵衛 1999 「千葉県の気候区分」『千葉県の自然誌 本編3 千葉県の気候・気象』 千葉県史料研究財団
- 館山市植物調査団 2011 『館山市の植物』 千葉県植物誌資料編集同人

あ行

横穴墓（おうけつぼ）：古墳時代の墓の一種。高塚の墳丘を築く代わりに、柔らかい土の丘陵の斜面や崖面に横に穴を掘って墓室ぼしつとしたもので、ふつう数多く群在する。5世紀に九州に出現し、6世紀には各地にみられる。

帯曲輪（おびくるわ）：主要な曲輪くるわの周囲に配置される細長い小さな曲輪。こうした曲輪は、敵が主要な曲輪に達するまでの時間稼ぎとなり、また防御側にとって有利に攻撃ができた。

か行

搦め手（からめて）：城やとりでの裏門。陣地などの後ろ側。

切岸（きりぎし）：斜面を削って人工的に断崖だんがいとした構造で、斜面を通しての敵の侵入を防ぐために作られた。鎌倉時代から戦国時代にかけて造られた城、特に山城の周囲に多い。

曲輪（くるわ）：城郭内じょうかくに防御陣地・建造物を建てるためにつくられた、削平・盛土された平面空間。

腰曲輪（こしくるわ）：主要な曲輪くるわの周囲に配置される細長い小さな曲輪。こうした曲輪は、敵が主要な曲輪に達するまでの時間稼ぎとなり、また防御側にとって有利に攻撃ができた。

虎口（こぐち）：中世以降じょうかくの城郭で、城郭や陣営などの最も要所にある出入り口。

さ行

主郭（しゅかく）：中世の城の中核となる曲輪くるわの名称。

た行

単郭（たんかく）：城の中核となる主郭しゅかくのみで構成された城。

土塁（どるい）：敵の侵入を防ぐために築かれた連続した土盛り。

な行

縄張り（なわばり）：曲輪くるわや堀、虎口こぐち、土塁どるい等の城郭じょうかくを構成する施設の配置のこと。

は行

版築（はんちく）：土壇どだん・土壁つちかべの築造法ちくぞうで、板枠の中に土を入れて突き固め、層を重ねてつくるもの。

堀切（ほりきり）：山の尾根はそのままと比較的容易に進撃できるため、尾根を仕切るように作られた堀のこと。堀切を用いて敵の進撃を防いだ。

や行

やぐら：鎌倉を中心とした地域に集中的につくられた、中世の武士・僧侶階級そうりよの納骨所のうこつじよ・供養施設。山腹を方形にくりぬき、壁は垂直、床と天井は水平で、床面に納骨穴が掘られた。房総半島南部にも、数多く分布している。

国史跡「里見氏城跡 稲村城跡」保存管理計画書

平成26年3月25日発行

編集・発行 館山市教育委員会

〒294-0045 千葉県館山市北条1145-1

印刷・製本 株式会社集賢舎

【表紙写真】 稲村城跡主郭から西側の眺望 館山湾(鏡ヶ浦)・富士山を望む
脇田安保氏撮影(撮影日:平成25年4月3日)